

第 5 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 5 年 10 月 20 日

(令和 4 年度決算)

(農林水産部・健康福祉部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和5年10月20日（金曜日）

午前9時57分開議
午後0時0分休憩
午後0時57分開議
午後2時43分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第35号 令和4年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第37号 令和4年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第43号 令和4年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第44号 令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第49号 令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 高野 洋 介
副委員長 河津 修 司
委員 岩下 栄 一
委員 岩中 伸 司
委員 城下 広 作
委員 鎌田 聡
委員 吉永 和 世
委員 溝口 幸 治
委員 西山 宗 孝
委員 池永 幸 生
委員 城戸 淳
委員 荒川 知 章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 千田 真 寿
政策審議監 深川 元 樹
生産経営局長 中島 豪
農村振興局長 清藤 浩 文
森林局長 中尾 倫 仁
水産局長 渡辺 裕 倫
農林水産政策課長 藤 由 誠
団体支援課長 楠 ゆみ子
流通アグリビジネス課長 林 田 慎 一
首席審議員
兼農業技術課長 高野 真
農産園芸課長 徳永 浩 美
首席審議員兼畜産課長 鬼塚 龍 一
農地・担い手支援課長 山本 剛 士
首席審議員
兼農村計画課長 青木 公 平
農地整備課長 永田 稔
むらづくり課長 野入 正 憲
技術管理課長 岩田 長 起
森林整備課長 宮脇 慈
林業振興課長 廣田 邦 彦
森林保全課長 大和 一 浩
水産振興課長 森野 晃 司
漁港漁場整備課長 谷水 秀 行

健康福祉部

部長 沼川 敦 彦
総括審議員兼政策審議監 坂本 公 一
医監 池田 洋一郎
長寿社会局長 城内 智 昭
子ども・障がい福祉局長 木山 晋 介
健康局長 野中 眞 治
健康福祉政策課長 本田 敦 美
首席審議員
兼健康危機管理課長 椎場 泰 三
首席審議員
兼高齢者支援課長 下村 正 宣
首席審議員

兼認知症対策・

地域ケア推進課長 米 澤 祐 介

社会福祉課長 原 田 義 隆

首席審議員

兼子ども未来課長 木 村 和 子

子ども家庭福祉課長 岩 村 聡 子

障がい者支援課長 高三瀨 晋

医療政策課長 笠 新

国保・高齢者医療課長 浦 田 武 史

健康づくり推進課長 小 夏 香

薬務衛生課長 境 啓 満

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 野 尾 晴一朗

会計課長 杉 本 良 一

監査委員事務局出席者

局 長 浦 田 隆 治

首席審議員兼監査監 江 橋 倫 明

監査監 天 野 誠 史

事務局職員出席者

議事課主幹 平 江 正 博

議事課主幹 太 田 弘 巳

議事課主幹 宗 像 克 彦

午前9時57分開議

○高野洋介委員長 それでは、ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前中に農林水産部の審査を行い、午後から健康福祉部の審査を行うこととしております。

これより農林水産部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いをいたします。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願い

いたします。

初めに、千田農林水産部長。

○千田農林水産部長 おはようございます。

令和4年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項のうち、農林水産部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

各部局に共通する事項として、「未収金対策については、信頼関係を築きながら回収を進めることは大切であるが、回収が難しい場合は、公平性の観点から、法的措置をとることも含めて検討するなど、適正な債権管理と徴収対策に努めること。」との御指摘でした。

農林水産部では、未収金対策連絡会議を設置し、未収金の状況、催告の早期着手、財産調査の実施など各課の取組事例及び課題等の情報共有を図り、農林水産部全体で未収金対策に取り組んでおります。

催告の強化、納入計画の指導や分納計画書の作成の取組などと併せて、預金差押えなど、法的な措置を行うことにより、時効を中断するとともに、着実に未収金を縮減してきております。

一方、昨年度は、新たに新規就農者に対する補助金の返還について未収金が生じましたが、こちらに対しても、未収金解消に向けた取組と併せ、新たに未収金を発生させない仕組みの検討を進めているところです。

今後も、適正な債権管理と徴収対策に努めてまいります。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の令和4年度決算の概要について説明申し上げます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、歳入については、一般会計と2本の特別会計を合わせまして、収入済額は522億9,400万円余です。収入未済額は2億2,500万

円余で、補助金返還金や行政代執行費用等でございます。

次に、歳出については、令和2年7月豪雨からの復旧、復興、新型コロナウイルス対応、熊本県産アサリ産地偽装問題への対応などを含めた支出済額は772億8,100万円余、翌年度繰越額は478億3,900万円余で、工事資材の調達や建設関係技術者の確保が困難となるなど、やむを得ず繰り越したものになります。

また、不用額は119億2,500万円余で、補助事業における要望額の減等による事業量の減少や事業執行に伴う入札残などによるものです。

以上が農林水産部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○高野洋介委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

初めに、本年度の定期監査結果に関する報告につきましては、農林水産部は、流通アグリビジネス課、農地担い手支援課及び農地整備課について指摘がございました。これにつきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

次に、農林水産部における時間外勤務の状況について御説明いたします。

お手元の時間外勤務の状況についてというタイトルの資料をお願いいたします。1枚紙になっております。

農林水産部における令和4年度の時間外勤務総時間数は18万2,900時間余となっておりまして、4月から8月の期間について前年度と比較しますと、令和5年度は約9,400時間

減少しております。

表の中段に黒丸で主な増減理由を記載しておりますが、その主な減少理由としましては、令和4年1月に発覚しましたアサリの産地偽装問題に対応するために、令和4年度中に増えた事務量が令和5年度には減少しまして、これに加えて、水産振興課内に専任室があります、あさり流通企画室が設置されたことによるものでございます。

また、点線で囲んでおりますが、年度当初の部課長会において時間外縮減の徹底した方針を周知しまして、さらに、毎月の部課長会では、時間外の集計結果を踏まえまして、部長から各所属長へ訓示を行うということで、管理職への時間外縮減の意識徹底を図っております。

それでは、決算内容につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料に沿って説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですけれども、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、2段目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものとなります。

これは、農業公園における同交付金を活用しました施設改修などの入札残に伴う事業量の減によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

一番下の段、農業総務費につきまして、不用額2,400万円余を計上しておりますが、これは、主に入札に伴う執行残でございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○楠団体支援課長 団体支援課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

7ページをお願いいたします。

最上段の農業改良資金貸付金回収金及び最下段の貸付金延滞違約金に収入未済額がございますが、林業改善資金及び沿岸漁業改善資金と併せて、後ほど附属資料で説明いたします。

続きまして、歳出について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

最下段の農業金融対策費ですが、これは、農業関係の各種制度資金に係る経費でございます。

不用額7,137万円余につきましては、貸付金の資金需要が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

10ページをお願いいたします。

中段の農業共済団体指導費ですが、これは、農業共済組合の検査、指導に係る経費でございます。

不用額3,077万円余につきましては、収入保険の保険料助成対象の加入見込みが見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

11ページをお願いいたします。

最下段の水産業協同組合指導費ですが、これは、水産業関係の団体検査指導や各種制度資金に係る経費でございます。

不用額2,055万円余につきましては、貸付金の資金需要が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

13ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

15ページをお願いいたします。

歳出についてですが、上から2段目の林業・木材産業改善資金助成金は、林業及び木材産業での経営改善等への取組に対する無利

子の貸付資金でございます。

不用額1億760万円余につきましては、資金需要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

次に、16ページ、沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はございません。

17ページをお願いいたします。

歳出についてですが、沿岸漁業改善資金助成金は、漁業経営の近代化に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。

不用額6,699万円余につきましては、資金需要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、附属資料の1ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

収入保険加入緊急支援事業については、令和4年度2月補正予算で成立した予算を繰り越したものです。

140ページをお願いいたします。

団体支援課の収入未済の状況について説明いたします。

まず、上段の表、一般会計ですが、農業改良資金貸付金回収金と次の貸付金延滞違約金に右から4列目の収入未済額は、それぞれ1,705万円余、506万円余があり、借入者の経営不振等による収入未済となっております。このうち、本年9月末までに48万円を回収しております。

中段の林業改善資金特別会計については、令和5年度までに林業・木材産業改善資金の元金償還が完了したことに伴う延滞違約金2,212万円余が収入未済となっております。本年9月末までに12万円を回収しております。

下段の沿岸漁業改善資金特別会計について、元金645万円、延滞違約金212万円余が収

入未済となっております。本年9月末までに48万円を回収しております。

次に、141ページの表は、収入未済額の過去3年間の推移になります。

一般会計の農業改良資金回収金と貸付金延滞違約金の合計額は、前年度から142万円余減少しております。

林業改善資金特別会計の違約金は、前年度から24万円減少しております。

沿岸漁業改善資金特別会計の過年度分の元金と違約金の合計額は、前年度から216万円余減少しております。

団体支援課の収入未済額は、全体で383万円余の減となります。

142ページをお願いします。

収入未済額の状況ですが、3つの会計の延滞の総件数は14件で、いずれも分納により納付いただいております。

143ページをお願いいたします。

未収金対策についてですが、全ての貸付金において分納計画どおりに確実に納付されるよう、管理台帳による償還状況の点検、把握のほか、面談や電話等による催告は、債務者に加え、連帯保証人に対しても徹底しております。

また、新たな未収金の発生を防止するため、期限内償還の呼びかけや延滞発生後の速やかな督促のほか、漁協、森林組合等を通じて経営状況等を把握しながら催告を行っているところです。

未収金の回収につきましては、引き続き、関係各機関と連携を図り、確実な償還に努めてまいります。

団体支援課は以上でございます。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

まず初めに、今年度の定期監査における指摘事項について御説明させていただきます。

お手元の2枚の資料、表題に監査結果指摘

事項と書かれました資料を御覧ください。

指摘事項は、交付金の事務処理についてです。

当該年度に交付金を受け入れ、誤って翌年度も国に対して実績報告を行い、二重に交付金を受け取ったこと、また、翌年度に受け取った交付金の一部について他の事業に充当していたことです。

事案の概要につきましては、ある事業主体が平成30年度及び令和元年度の2か年継続での事業実施を予定していましたが、2年目の令和元年度事業を断念し、平成30年度事業のみの実施となりました。しかし、県は継続事業と思い込み、誤って令和元年度も1,531万6,500円を国に対して再び申請し、交付を受けていました。

なお、事業主体への二重払いはありません。

また、同プロジェクトの他事業の補助金100万円について、過大に受け入れた交付金から支払いを行っていました。

続きまして、対応状況です。

今回、その事実が判明したため、7月に所管官庁であります内閣府に対応を相談したところ、実績報告の修正を行うこととなり、9月補正予算で予算を確保し、10月に返納金の納入を予定しております。

今回の事務処理ミスの原因は、担当者の知識、認識不足、組織としての確認不足、担当者が2か年で延べ4名携わったことによる引継ぎ不足が重なったもので、単純なミスであります。

対策としましては、担当と担当班長によるダブルチェックや審議員、課長段階でのチェックの徹底はもとより、今回のような案件のリスク評価シートへの追記やチェックリストに当年、繰越事業の記載欄を設けるなど、チェック機能の強化を図っているところでございます。

今後、同様の案件が発生しないよう意識啓

発や認識向上を図り、再発防止に努めてまいります。

監査の指摘事項につきましては以上でございます。

続きまして、令和4年度の一般会計の決算について御説明いたします。

説明資料の18ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、不納欠損額はございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものについて御説明いたします。

5段目の農山漁村6次産業化対策事業費補助は、6次産業化関係の交付金で内示減によるものでございます。

また、6段目の消費・安全対策推進交付金及び最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、翌年度への繰越しによる減でございます。

下のページをお願いいたします。

1段目の諸収入、雑入に収入未済額として5,300万円余を計上しておりますが、これは、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

2段目の農業総務費につきましては、農産物の販売促進や6次産業化、ブランド化等を支援する事業でございます。

不用額は3,900万円余を計上しておりますが、主に事業量の減に伴う執行残でございます。

下のページをお願いいたします。

2段目の農業改良普及費につきましては、農業参入を行う企業を支援する事業で不用額は1,000万円余を計上しておりますが、主に事業量の減に伴う執行残でございます。

附属資料の2ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

1段目、くまもと地産地消革新プロジェク

ト事業につきましては、地産地消を推進するためのイベント等の委託契約を行いました。そのうち、ロゴマークの商標登録協議に時間を要したため予算を繰り越したものです。

2段目、熊本県水産製品製造等緊急支援事業は、水産加工業者に対する施設整備の補助、また、3段目、学校給食の充実に向けた地産地消推進事業は、学校給食に地産地消を活用する事業ですが、どちらも令和4年度2月補正予算で成立した予算を繰り越したものでございます。

続きまして、144ページをお願いいたします。

収入未済額の状況について御説明いたします。

1、歳入決算の状況を御覧ください。

表の中ほどの収入未済額欄の5,333万7,000円、こちらが、備考欄記載の収入未済の理由のとおり、補助金返還を命じましたが、全額返済に至っていない分でございます。

2、収入未済額の過去3年間の推移の表、未収金の種類は雑入となっておりますが、地域未来投資促進事業補助金において、令和2年度に支援を行いました水産加工施設整備に関する補助金返還事案でございます。令和3年度から4年度にかけて約1万8,000円減少しております。

未収金の対策につきましては、下のページ、4、令和4年度の未収金対策を御覧ください。

まず、これまでの経緯を御説明いたします。

下方の参考、これまでの経緯にありますように、補助金交付決定時の用途と異なる支出など、補助の条件に反したことから、令和3年3月26日付で7,835万5,000円の補助金交付決定を取り消し、事業者に対して全額の返還を求めたものです。

交付決定の取消し後、返還金の一部、

2,500万円は回収しましたが、残額分の5,335万5,000円について、事業者は再三の督促にも応じず、また、同者提出の返還計画も履行しなかったため、令和3年8月27日に知事専決処分と、続く9月議会での御承認をいただき、民事訴訟法に基づく訴えの提起を行いました。

この結果、令和4年3月5日に県側全面勝訴の判決が確定し、債務名義を取得しましたので、任意調査に基づく債権差押手続を開始したところです。

上に戻りまして、令和4年度は、まず、5月26日に任意調査に基づく債権差押手続により判明した複数の預金口座から、合計9,787円の差押えを実施しました。

次に、7月14日に本人に対して財産開示手続申立てを行いました。開示期日の9月13日に本人が出頭しなかったため、10月27日に銀行等から情報を取得できる第三者からの情報取得手続申立てを行い、令和5年3月28日に7,981円の差押えを行いました。

今後は、とありますが、今年度、令和5年度も、銀行など第三者からの情報取得手続の準備を進めることとしており、財産を確認次第、差押えを実施する予定です。

今後とも、弁護士等と相談しながら、取り得る手段を全て講じ、債権回収並びに時効中断手続に向けた対応を進めてまいります。

流通アグリビジネス課は以上です。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料の22ページをお願いします。

歳入について、収入未済額はございません。

次に、予算現額と収入済額との差が大きいものについて御説明いたします。

6段目の国庫支出金につきまして、5億5,900万円余の減額となっております。

これは、次の23ページ1段目のみどりの食

料システム戦略緊急対策交付金、2段目の農業改良普及事業費補助、4段目の農業改良普及事業交付金、最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なもので、繰越しに伴う減、事業量の減や国の内示減によるものです。

24ページをお願いします。

6段目の農畜産物売払収入につきまして、1,600万円余の増額となっております。

これは、農業研究センターにおける生産物売払い収入で農畜産物の収量増によるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

26ページをお願いします。

まず、下段の農業改良普及費ですが、これは、普及職員の人件費や活動費です。

不用額1億700万円余を計上しておりますが、主に計画変更及び事業量の減に伴う執行残です。

27ページをお願いします。

最下段の農作物対策費ですが、これは、主に環境保全型農業の推進に要する経費です。

不用額3,900万円余を計上しておりますが、主に計画変更及び事業量の減に伴う執行残です。

29ページをお願いします。

1段目の農業研究センター費ですが、これは、農業研究センターの管理及び農業部門に係る職員の人件費や研究費です。

不用額1億6,000万円余を計上しておりますが、主に工事入札に伴う執行残や人件費の執行残です。

続きまして、附属資料をお願いします。

3ページでございます。

明許繰越しとなった事業について御説明いたします。

1段目の肥料価格高騰緊急支援事業については、当該事業で上乗せ助成を行う国事業が令和5年度に繰越しとなったため、これに合

わせて繰り越したものです。

2段目の熊本型みどりの食料システム戦略緊急対策事業について、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の事業実施が見込めなかったことから繰り越したものです。現在、年度内の事業完了に向けて取り組んでいるところでございます。

4ページをお願いします。

今年度に事故繰越となった事業について御説明いたします。

3か所ございますが、いずれもスマート農業機械を導入する事業として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、資機材の調達に不測の日数を要したため、やむを得ず繰越しとなったものです。

なお、3か所とも既に事業は完了しております。

農業技術課は以上です。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額の差額が大きいものにつきまして説明いたします。

2段目からの国庫支出金、国庫補助金が主なもので、まず、下から2段目の国産農産物生産・供給体制強化対策費補助は、備考欄の国産農畜産物供給力強靱化対策費補助と産地パワーアップ事業費補助で、事業費確定及び繰越しに伴う減でございます。

最下段の国産農産物体制強化対策事業費補助は、備考欄の麦・大豆等水田農業生産体制強化補助などで、事業量の減及び繰越しに伴う減でございます。

下のページでございますが、1段目の農業・食品産業強化対策整備交付金は、備考欄の強い農業づくり総合支援交付金の繰越しに伴う減でございます。

最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、事業量の減及び繰越しに伴う減でございます。

32ページをお願いいたします。

諸収入につきまして、最下段の産地パワーアップ事業補助金は、国から全国団体に基金として積み立てられた財源を活用するもので、事業費確定及び繰越しに伴う減でございます。

次に、下のページ、歳出についてでございます。

翌年度繰越額は36億3,000万円余、不用額は16億700万円余で、最下段から35ページに記載の農作物対策費が中心でございます。

繰越額につきましては、後ほど一括して説明をいたします。

33ページ最下段の農作物対策費の不用額につきましては、備考欄の理由のとおり、1つ目は、国からの内示額が予算額を下回ったため、令和3年度経済対策分の産地パワーアップ事業によるものです。2つ目は、事業未実施に伴う執行残で、新型コロナ事業者支援緊急対策事業などで要望が少なかったことなどによるものです。

続きまして、別冊の附属資料5ページをお願いします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

まず、明許繰越しが、7ページから13事業でございます。

5ページ1段目の経営所得安定対策等推進事業、3段目の園芸産地における事業継続強化対策事業のほか2事業につきましては、国の経済対策に対応いたしまして、12月及び2月補正で予算成立し、繰越しをしているものでございます。

5ページ2段目の脱炭素型施設園芸緊急対策事業、4段目の県産麦安定生産体系構築支援事業のほか3事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、12月及び2

月補正で予算成立し、繰越しをしているものでございます。

6ページの下段、強い農業づくり支援事業の2か所及び下のページの最上段、産地パワーアップ事業の2か所は、資機材の不足により不測の日数を要したもので、事業はほぼ完了しております。

附属資料の8ページをお願いします。

事故繰越しが1事業でございます。

産地パワーアップ事業、令和3年度経済対策分でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大により施工業者における資材確保及び人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したためでございます。事業については完了しております。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の36ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額との差が大きい主なものについて御説明いたします。

38ページをお願いいたします。

上段から2段目、畜産競争力強化整備事業費補助でございます。

これは、畜産クラスター事業における事業量の減及び繰越しによるものでございます。

3段目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

これは、主に熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業等における事業量の減によるものでございます。

4段目、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助でございます。

これは、主に畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業における事業量の減及び食肉等流通構造高度化輸出拡大事業等における繰越しによるものでございます。

40ページをお願いします。

最下段の雑入でございます。

これは、家畜導入事業の特別導入事業終了に伴う返還金及び令和3年度における鳥インフルエンザ発生時の家畜伝染病予防費負担金の一部を当該年度に受け入れたことによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

41ページをお願いいたします。

最下段の畜産振興費は、畜産クラスター事業をはじめとした畜産業の振興に資する費用でございます。

不用額7億3,400万円余を計上しておりますが、主に畜産クラスター事業等の事業未実施に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

43ページをお願いいたします。

家畜保健衛生費は、家畜保健衛生所の施設整備をはじめとした家畜の衛生、防疫に資する費用でございます。

不用額8,500万円余を計上しておりますが、主な理由は、家畜保健衛生所施設整備の入札に伴う執行残及び鳥インフルエンザ防疫強化対策事業等の事業量減少でございます。

続きまして、附属資料の9ページをお願いいたします。

明許繰越しについて御説明いたします。

1段目の畜産クラスター事業から4段目、耕畜連携飼料増産推進モデル事業につきましては、国の経済対策及び新型コロナウイルス感染症対策として2月補正で成立した予算のため、やむを得ず繰り越したのですが、年度内完了に向けて現在取り組んでおるところです。

10ページをお願いいたします。

事故繰越しについて御説明いたします。

畜産クラスター事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、鋼鉄や半導体などの不足により附帯施設の製造に

遅延が生じたもので、やむを得ず繰り越した
ものですが、今月に完了しております。

畜産課は以上でございます。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手
支援課でございます。

まず初めに、今年度の定期監査における指
摘事項につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料、監査結果指摘事項の2ペー
ジをお願いいたします。

指摘事項といたしましては、債権管理につ
いてでございます。

指摘事項の内容につきましては、新規就農
者に対する補助金について、就農継続期間等
の把握が遅れ、離農後の資金返還手続を行っ
ておらず、新たに未収金が発生、債権管理を
適正に行い、未収金の回収に努めることとの
御指摘をいただいております。

次に、事案の概要についてでございます。

当該交付対象者は、平成28年4月1日から
平成29年9月30日までの18か月間研修を行
い、225万円の給付金を受領しておりました
が、会計検査での指摘により、当案件は、全
額返還規定に該当しているのに返還させてい
なかったことが判明いたしました。

その後、速やかな資金の返還に向け、交付
対象者に全額返還を命じましたが、本人には
一括返還する資力がなく、未収金となってい
るものでございます。

次に、対応状況でございます。

令和3年4月に会計検査の指摘を受け、直
ちに、収納状況報告の提出状況等が一目で分
かる交付対象リストを整備し、営農状況の確
認に漏れがないよう徹底しているところでご
ざいます。

また、未収金の解消につきましては、滞納
者は、県の未収金のほかに、市町村の交付金
の返還や税金の滞納、JAの負債など、複数
の債務を抱えている状況にあります。一括返

済することが困難なため、令和5年7月19日
に分納により返還する意向が確認できたの
ので、現在行っております資力調査の結果を
踏まえ、関係機関と連携し、未収金回収に取
り組んでいくこととしております。

次に、再発防止に向けてでございます。

引き続き、交付対象リストを基に、営農状
況の確認を徹底してまいります。

加えて、当事業は、個人の就農希望者を交
付対象としているため、返済能力がない場合
があり、未収金発生につながるリスクが高い
状況でございます。新たな未収金が発生しな
いよう、債務者と同等の返済義務を有する連
帯保証人を立てる制度へと改正を検討してお
ります。

このような取組を行うことで、未収金発生
のリスク低減に努めてまいります。

監査の指摘事項につきましては以上でござ
います。

続きまして、説明資料の44ページをお願い
します。

まず、歳入についてですが、不納欠損額は
ございません。

48ページをお願いいたします。

下から2段目の諸収入に収入未済額がござ
いますが、後ほど附属資料で御説明させてい
たきます。

戻っていただき、45ページをお願いいたし
ます。

予算現額と収入済額の差額が大きいものを
中心に御説明いたします。

国庫支出金、国庫補助金につきまして、3
段目の農業委員会等振興助成費補助は、市町
村農業委員会の活動に対する交付金などが
、事業実績の減によるものでございます。

最下段の農地利用効率化等支援交付金は、
翌年度への繰越しや事業量の減によるもの
でございます。

46ページをお願いいたします。

4段目の農業・食品産業強化対策整備交付

金は、前年度の国の経済対策に対応したもので、担い手への農業機械や施設導入を支援するものでございますが、繰越しに伴う減や事業量の減によるものでございます。

最下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新規就農者の中古ハウスの導入を支援する事業の繰越しに伴い、事業量が減となったものでございます。

48ページをお願いいたします。

3段目の基金繰入金のうち、農用地利用集積等推進基金繰入金は、農地中間管理機構を介した農地の集積、集約の推進に要する経費でございますが、事業量の減によるものでございます。

下のページをお願いいたします。

雑入のうち、2段目の市町村精算返納金は、農業委員会の農地利用最適化交付金の額の確定に伴う返納などによるものでございます。

下から2段目の農業次世代人材投資事業補助金は、新規就農者に対する研修や経営開始時の給付金事業でございますが、給付対象者の減によるものでございます。

最下段の雑入は、農業教育環境整備事業補助金等でございますが、主な理由は、農業大学校における農作業機械の導入について、国の不採択による補助金の内示減によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

50ページをお願いいたします。

3段目の農業総務費は、農地集積や農業経営の継承、農業委員会の活動などに要する経費でございますが、不用額を生じた主な理由は、計画変更や事業量の減少に伴う執行残でございます。

下のページをお願いいたします。

1段目の農業改良普及費は、新規就農者等の担い手対策に要する経費でございますが、不用額を生じた主な理由は、農業次世代人材

投資事業などの事業量の減少による執行残でございます。

2段目の農業構造改善事業費は、担い手に対する農業機械や施設などの導入支援に要する経費でございますが、不用額を生じた主な理由は、国の内示減や事業実施後の執行残でございます。

最下段の農業指導施設費は、農業大学校関連の経費でございますが、不用額を生じた主な理由は、施設改修事業に係る入札に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料11ページをお願いいたします。

今年度に明許繰越しとなった事業について説明いたします。

1段目から3段目までの新規就農者育成総合対策事業費の3か所は、新規就農者の農業機械や施設導入に対して補助するもので、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で資材調達が困難となり、年度内の完了が見込めず繰り越しております。今年度内の完了を目指しているところでございます。

5段目の新規就農者初期投資促進事業費の20か所は、新規就農者の初期投資を支援するものですが、国の経済対策に伴い、2月補正で予算化いたしました。年度内の事業完了が見込めず繰り越しております。今年度内の完了を目指しております。

下から3段目の新規就農者ハウス継承緊急支援事業費の15か所は、新規就農者の中古ハウスの導入を支援するもので、新型コロナウイルス感染症対策として2月補正で予算化しておりましたが、年度内の完了が見込めず繰り越しております。今年度内の完了を目指しております。

最下段から13ページ4段目までの農地利用効率化等支援交付金事業費、こちらの14か所は、担い手への農業機械や施設導入に対し補助するもので、国の追加要望に応じて3月に交付決定まで行いましたが、年度内の事業完

了が見込めず繰り越しております。今年度内の完了を目指しております。

6ページから14ページ1段目までの担い手確保・経営強化支援事業費の5か所につきましては、担い手の農業機械や施設導入に対し補助するもので、国の経済対策に伴い、2月補正で予算化いたしました。今年度内の事業完了が見込めず繰り越しております。こちらも今年度内の完了を目指しております。

14ページ3段目の実践力強化研修高度化事業費は、農業大学校における教育環境の高度化を図るものでございますが、国の経済対策に伴い、2月補正で成立した予算であり、年度内の完了が見込めなかったため繰り越しております。こちらも年度内の完了を目指しております。

続きまして、146ページをお願いいたします。

収入未済の状況について御説明いたします。

1の歳入決算の状況を御覧ください。

諸収入、雑入の各種団体精算返納金につきまして、右から4列目の収入未済額225万円は、農業次世代人材投資事業の返還に係るものでございます。

収入未済の理由等につきましては、冒頭に説明いたしました監査の指摘事項の報告のとおりでございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

説明資料の53ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額はありません。

2段目の国営土地改良事業費負担金に収入未済額があります。後ほど附属資料で説明させていただきます。

予算現額と収入済額の差が大きいものについて説明いたします。

2段目の国営土地改良事業費負担金については、昨年度完了した国営川辺川地区の地元負担金の償還額の確定による減です。

下から2段目の農山漁村地域整備交付金、最下段の農村地域防災減災事業費補助については、翌年度への繰越しによるものです。

54ページをお願いします。

2段目の農業競争力強化基盤整備事業費補助については、翌年度への繰越しによるものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

55ページ、最下段の土地改良費について、不用額1億6,700万円余を計上しておりますが、主に事業量の減少等に伴う執行残です。翌年度繰越工事については附属資料で説明いたします。

附属資料の15ページをお願いします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

15ページから19ページまでが農村計画課所管事業が続いておりますが、繰り越した事業につきましては、農業農村整備事業の新規地区に係る調査計画や小規模な農業基盤整備事業を行う交付金、直轄災害復旧事業の負担金であり、関係機関や地元との調整に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、補正予算で措置したもの、国の工事の入札不調を受けたもので、やむを得ず繰り越したものでございます。完了していない調査、工事につきましては、いずれも今年度内の完了に向けて取り組んでまいります。

続きまして、147ページをお願いいたします。

収入未済について説明させていただきます。

1の歳入決算の状況ですが、国営土地改良事業費負担金について、収入未済額が1,229万5,000円となっておりますが、これは、国営羊角湾地区で実施しました農用地造成事業

に係るものです。

収入未済の理由は、備考欄に記載のとおり、農家の高齢化や離農等、農業情勢の変化に伴う支払い能力の低下によるものです。

次に、2の収入未済額の過去3か年の推移ですが、令和2年度から徐々に減少しているところです。

4の令和4年度の未収金対策につきましては、土地改良区に対し未納解消対策の年度計画の策定、未納受益者の一覧表作成、定期的な収入状況及び見込みの提出等、協議を行ったところです。

今後とも、未収金が解消されるよう取り組んでまいります。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

まず、定期監査の指摘事項について御説明します。

監査結果指摘事項の3ページをお願いします。

指摘事項は、職員による不適切な事務処理でございます。具体的内容は、事案の概要と併せて説明させていただきます。

まず、①についてです。

令和4年度県管理土地改良施設等総合マネジメント事業補助金、これは、かんがい用ダムなどの管理に関する市町村への単県補助ですが、これにおいて、A市に対する割当て内示の通知を怠ったほか、同市からの交付申請書を自ら作成し、交付決定を行ったものでございます。

②ですが、令和3年度農村地域防災減災事業補助金、これは、市町村への国庫補助ですが、B市からの変更交付申請を受け、決裁を受けないまま交付決定を行いました。また、C町に対する割当て内示及び交付決定についても、決裁を得ないまま割当て内示及び交付決定を行ったものでございます。

③ですが、令和2年度農村地域防災減災事業補助金において、集計ミスにより国への概算払い請求を過大に行い、その後の変更申請についても誤って申請していたものでございます。

次に、対応状況としましては、①の令和4年度県管理土地改良施設等総合マネジメント事業補助金においては、一旦交付決定を取り消し、A市からの補助金交付申請書の提出を受け、補助金交付決定に係る事務処理を実施しました。

②の令和3年度農村地域防災減災事業補助金においては、B市からの変更交付申請書及びC町からの交付申請書の提出に基づき、補助金交付決定に係る事務処理を実施しました。

③の令和2年度農村地域防災減災事業補助金においては、補助金返還を実施しました。

①から③も、いずれも適正な手続でやり直しをしました。

再発防止策でございます。

今後は、このような事態を生じさせないよう、公務員の倫理に係る研修の実施、班の例会における事務進捗状況の把握、補助金事務の年間スケジュールの出先職員との共有を行うなど、再発防止に努めてまいります。

監査の指摘事項につきましては以上でございます。

続きまして、一般会計決算について御説明します。

決算特別委員会説明資料の57ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

分担金、負担金でございますが、土地改良事業及び災害復旧事業に係るもので、58ページまで記載しております。

予算現額と収入済額との比較で増減が生じております。

これは、主に国庫補助金の内示減と予算計

上後に分担金、負担金間の額の変更が生じたものでございます。

58ページをお願いします。

5段目の国庫支出金でございますが、60ページまで記載しております。

これは、土地改良事業及び災害復旧事業等に対する国庫補助金でございます。

58ページ7段目の農地費国庫補助金で、予算現額と収入済額との比較で78億8,600万円余の差が生じております。

また、59ページ、下から2段目の災害復旧費国庫補助金で50億3,900万円余の差が生じております。

これについては、主に国庫内示減及び繰越しに伴う減でございます。

次に、歳出について説明いたします。

62ページをお願いします。

3段目の土地改良費でございますが、農業生産基盤整備事業等、各種土地改良事業に要した経費でございます。

62ページから63ページまで、事業の概要を記載しております。

不用額の3億8,300万円余につきましては、国からの内示減や工事の入札不調等により事業量が減少したことに伴う執行残でございます。

翌年度繰越しについては、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

次に、63ページ2段目の農地防災事業費でございますが、農村地域防災減災事業等、各種防災事業に要した経費でございます。

不用額の2億4,600万円余につきましては、主に農村地域防災減災事業における工事の入札不調に伴う執行残でございます。

次に、最下段の災害復旧費の農地災害復旧費でございます。

被災した農地、農業用施設の復旧に要した経費でございます。

不用額の19億6,000万円余につきましては、主に災害関連の計画見直しや事業量の減

少などに伴う執行残によるものでございます。

続きまして、別冊附属資料20ページをお願いします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

まず、明許繰越しでございますが、土地改良事業及び災害復旧事業関係について、20ページから41ページに記載しております。

明許繰越しの箇所数及び合計額は41ページの最下段に記載しているとおりで、主な理由としては、地元や関係機関との協議調整に不測の日数を要したものの、追加工事、工法検討、他工事との調整に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、12月補正で成立した予算であり、年度内の事業完了が見込めなかったもの、資機材及び建設関係労働者の不足により不測の日数を要したもので、いずれも、やむを得ず繰り越したものでございます。

地元関係者と調整が必要なことから進捗率が低い地区もございますが、事業効果が早期に発現できるよう、今年度の工事完了を目指しているところでございます。

42ページをお願いします。

次に、事故繰越しでございますが、42ページから57ページに記載しております。事故繰越しの箇所数、合計額は、57ページ最下段に記載しているとおりでございます。

事故繰越しの主な理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴うものがほとんどでございますが、具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地元説明会の日程調整が難航し不測の日数を要したものの、建設関係労務者の手配に時間を要したもののなどでございます。

なお、年度内には全て完了する予定でございます。

次に、最終ページの150ページをお願いします

ます。

取得用地の未登記一覧表を掲載しております。

工事施工に伴う取得した用地につきまして、相続登記等の関係で未登記となっているものでございます。表の中ほど、G欄、登記残筆数にありますように、令和4年度末の未登記は58筆で、令和3年度末の58筆と同じ筆数となっており、当年度の発生分については、100%処理が完了しております。

今後とも、関係者の動向や現地の状況を確認しながら、原因となっている事項に細かく対応し、未登記解消に努めてまいります。

農地整備課は以上です。

○野入むらづくり課長 むらづくり課でございます。

説明資料の64ページをお願いします。

まず、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額の差が大きいものについて説明いたします。

5段目の農山漁村地域活性化推進交付金につきましては、国庫補助金の内示減、6段目の農山漁村地域活性化整備交付金につきましては、繰越しに伴う減及び国庫補助金の内示減です。

続きまして、歳出について説明いたします。

67ページをお願いします。

上段、農作物対策費について、不用額2,320万円余を計上しておりますが、事業量の減少等に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の58ページをお願いします。

本年度繰越しとなった事業について説明いたします。

58ページから59ページにむらづくり課所管事業を記載しております。

繰り越した事業は、鳥獣被害防止対策・ジ

ビエリ活用加速化事業、鳥獣被害防止総合対策事業、中山間地域所得確保推進事業です。

これらは、事業実施の調整に不測の日数を要したものの、国の経済対策に伴い、12月及び2月補正で成立した予算によるもので、やむを得ず繰り越したものです。いずれも本年度内の完了に向けて取り組んでまいります。

むらづくり課は以上です。

○岩田技術管理課長 説明資料69ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、不納欠損額及び収入未済額はともにございません。

1段目の国庫支出金、地籍調査費補助につきまして、予算現額と収入済額との比較で減額が生じております。これは、翌年度への繰越しによるものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

70ページをお願いします。

農地総務費、土地改良費、林業総務費で不用額を計上しております。これは、主に人件費の執行残です。

続きまして、附属資料の60ページをお願いいたします。

61ページ1段目まで記載しておりますが、熊本市ほか8市町村における地籍調査費につきましては、国の経済対策に伴い、12月補正で成立した予算であり、年度内の完了が見込めなかったことから、やむを得ず繰り越したものになります。

なお、いずれの市町村におきましても調査は順調に進んでおり、今年度内に完了する予定でございます。

技術管理課は以上でございます。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料の71ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、

収入未済額ともにありません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、71ページの最下段、国庫支出金がございます。

これは、72ページの4段目の造林事業費補助や6段目の合板・製材生産性強化対策事業費補助等における翌年度への繰越しによるものです。

また、73ページの3段目の財産収入ですが、主に74ページ3段目の県有林売却収入によるものであり、県有林の木材販売収入が増加したことから5,700万円余の増となったものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

76ページをお願いします。

下段の林業総務費については、森林の公益的機能を確保するための森づくり事業等に充当している経費であり、不用額5,400万円余を計上しておりますが、主に事業量の減少に伴う執行残です。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

77ページ、下段の林業振興指導費において4,000万円余の不用額を計上しておりますが、主に事業量の減少に伴う執行残です。

78ページをお願いします。

下段の造林費において1,400万円余の不用額を計上しておりますが、こちらも主に事業量の減少に伴う執行残です。

80ページをお願いします。

下段の林務施設災害復旧費において1,600万円余の不用額を計上しておりますが、事業量の減少に伴う執行残です。

続きまして、附属資料の62ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

62ページから64ページにかけては、明許繰越しでございます。

62ページ9段目からの間伐等森林整備促進対策事業、63ページ2段目からの森林環境保全整備事業など、森林整備を支援する事業におきましては、労務者の不足のほか、国の経済対策に伴い、2月補正予算で成立した予算で、年度内の事業完了が見込めなかったことなどから、やむを得ず繰り越したものでございます。これらの事業については、年度内の完了に向けて取り組んでおります。

65ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

間伐等森林整備促進対策事業（R3経済対策分）など、3事業でございます。工事に関係したもので、資機材及び建設関係技能者の不足により不測の日数を要し、やむを得ず繰り越したものですが、1か所は既に完了しており、そのほかにつきましても年度内の完了に向け取り組んでおります。

森林整備課は以上でございます。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

資料81ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

1段目の国庫支出金ですが、予算現額と収入済額の差額59億5,040万円余につきましては、そのほとんどが翌年度への繰越しによるものでございます。

主な内訳としましては、次の82ページの下から2段目、過年林道災害復旧費補助や最下段の現年林道災害復旧費補助などでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

85ページをお願いいたします。

1段目の林業費で翌年度繰越額は22億3,796万円余、不用額が1億8,774万円余となっております。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊

で説明させていただきます。

不用額の内訳につきましては、87ページをお願いいたします。

1段目の林道費で不用額が1億3,946万円余となっており、令和4年台風14号の影響による事業量の減少によるものでございます。

また、2段目の林道災害復旧費で不用額が18億4,945万円余となっておりますが、主に他所管事業との事業実施による調整の結果、事業量の減少によるものでございます。

続きまして、附属資料の66ページをお願いいたします。

本年度に繰越しになった事業について御説明いたします。

まず、明許繰越しですが、66ページから83ページにかけて記載させていただいております。

県営林道事業及び過年林道災害復旧事業など12の事業を繰り越しております、その主な理由といたしましては、資機材の不足や他工事との調整に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

繰り越した箇所につきましては、年度内完了に向けて取り組んでいるところでございます。

84ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

84ページから91ページにかけて記載させていただいております。

県営林道事業及び過年林道災害復旧事業など、4つの事業がございます。

主な繰越しの理由といたしましては、台風14号災害により工事車両が通行不能になったことにより不測の日数を要したことなどによるもので、14か所が現在既に完了しております。その他の箇所につきましても、年度内完了に向けて取り組んでいるところでございます。

林業振興課は以上でございます。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料の88ページをお願いいたします。

まず、歳入について、不納欠損額と収入未済額はともにありません。

予算現額と収入済額との比較につきましては、1段目の国庫支出金が70億7,000万円余の減となっております。

差が大きいものにつきましては、6段目の治山事業、7段目の緊急治山事業など、国庫補助を活用した山地災害の復旧事業であり、繰越しに伴う減や事業量の減によるものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

92ページをお願いいたします。

2段目の治山費については、山地災害の復旧などの治山事業等に要する経費で、不用額18億8,000万円余を計上しておりますが、その理由は、備考欄1の計画変更、事業量の減少等に伴う執行残がほとんどです。この中で最も多いのが、事業の概要1の治山事業費と2の緊急治山事業費であり、令和3年度に予算化した令和2年7月豪雨災害の復旧経費を令和4年度に繰り越したものの、執行できず、不用額としたものです。

翌年度繰越額については、後ほど附属資料で説明いたします。

次に、93ページをお願いいたします。

最下段の治山施設災害復旧費につきましては、豪雨等により被災した治山施設の復旧に要する経費で、不用額7億8,000万円余を計上しておりますが、その理由は、計画変更、事業量の減少等に伴う執行残としております。

これは、入札の不調、不落により令和4年度に執行できず、不用額としたもので、令和5年度に過年災予算として計上し、復旧事業を行うこととしております。

続きまして、附属資料の92ページをお願い

します。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

まず、明許繰越しについて、92ページから117ページにかけて記載しておりますが、全て治山事業と保安林事業に関するものでございます。

箇所数の合計は、117ページの最下段に記載しているとおりでございます。

繰越しの主な理由は、地権者との用地交渉などに不測の日数を要したもののほか、国の経済対策に伴う12月補正予算について年度内に事業完了できなかったものなど、いずれも、やむを得ず繰越したものでございます。未契約箇所もございますが、12月末までには、全て契約できるよう準備を進めてまいります。

次に、118ページをお願いします。

事故繰越でございます。

118ページから126ページにかけて記載しており、全て治山関連事業でございます。箇所数の合計は、126ページ最下段に記載しているとおりでございます。

繰越しの主な理由は、令和2年7月豪雨災害等による災害復旧事業の集中により資材及び技術者が確保できず、不測の日数を要したためです。年度内には全て完了する予定で進めております。

森林保全課は以上でございます。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

説明資料の94ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものについて説明いたします。

下のページをお願いします。

下から3段目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、昨

年8月から発生したカレニア赤潮により被害を受けた養殖業者の早期の事業再開に向け、中間魚の導入等を支援する赤潮被害経営再建緊急支援事業や物価高騰の影響を受ける漁協に対し、漁業用共同利用施設の電気料金の高騰分の一部を支援する漁業経営安定対策緊急支援事業などの翌年度への繰越しや事業量の減によるものです。

98ページをお願いします。

下から2段目、農林水産関係事業助成金につきましては、国の12月補正予算を活用し、赤潮に強い持続可能な養殖生産体制を構築するため、漁業者による赤潮の分布調査や漁場環境の調査などを支援する赤潮対策養殖漁場調査支援事業の翌年度への繰越しによるものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

下のページをお願いします。

最下段の水産業振興費ですが、これは、水産資源の回復や流通対策など水産業振興の施策に要する経費でして、不用額9,062万円余を計上しておりますが、主に事業量の減に伴う執行残です。

翌年度繰越額につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明いたします。

次に、101ページをお願いします。

最下段の漁業取締費ですが、これは、漁業秩序の維持、確保のための漁業取締り活動に必要な経費で、不用額1,427万円余を計上しておりますが、主に事業量の減に伴う執行残です。

102ページをお願いします。

下段の水産研究センター費ですが、これは、水産研究センターの運営及び調査研究に要する経費です。

不用額2,289万円余を計上しておりますが、主に経費節減及び人件費の執行残によるものです。

続きまして、附属資料の127ページをお願

いします。

今年度に繰越しになった事業について説明いたします。

1段目の赤潮被害経営再建緊急支援事業につきましては、昨年8月から発生したカレニア赤潮により被害を受けた養殖業者の事業再開に向け、中間魚の導入等を支援する予算で、3段目の赤潮対策養殖漁場調査支援事業につきましては、繰越理由に、関係機関及び地元との実施計画の協議に不測の日数を要したと記載しておりますが、これは、国の12月補正予算を活用し、赤潮に強い持続可能な養殖生産体制を構築するため、漁業者による赤潮の分布調査、漁場環境調査などを支援する事業で、2月補正で成立した予算です。

また、最下段の水産研究センター施設保全事業につきましては、水産研究センターの施設の長寿命化を図るため、施設の改修等を行うための予算です。

いずれの事業も、年度内の事業完了が見込めなかったため、やむを得ず繰り越したものです。年度内完了に向け取り組んでおります。

水産振興課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

説明資料の103ページをお願いいたします。

歳入についてですが、不納欠損額はございません。

収入未済額については、上から3段目、公害防止事業費事業者負担金と105ページ、下から2段目、雑入にございます。

これらにつきましては、後ほど附属資料にて御説明いたします。

予算現額と収入済額との比較で差額の大きいものは、104ページ3段目の国庫補助金でございますが、ほとんどが翌年度への繰越しによるものでございます。

繰越しにつきましては、後ほど附属資料にて説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

106ページをお願いいたします。

最下段と107ページ1段目が漁港建設管理費ですが、不用額が4,400万円余となっております。

これは、漁港整備に要する費用で、不用額が生じた主な理由は、事業量の減少等によるものでございます。

107ページ2段目の漁港災害復旧費では、不用額が2,300万円となっております。

これは、災害復旧に係る待ち受け予算が不用となったものでございます。

続きまして、繰越しについて御説明いたします。

附属資料の128ページから137ページまでが明許繰越しでございます。128ページ1段目から134ページ4段目までの各事業についてですが、主な繰越理由といたしましては、地元との協議に不測の日数を要したものでございます。

次に、134ページ5段目から137ページまでの各事業につきましては、国の経済対策分で12月補正で成立したため、年度内に完了ができなかったものでございます。

これらの事業につきましては、今年度内の完了に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、138ページから139ページまででございますが、事故繰越でございます。事故繰越の主な理由といたしましては、コロナウイルス感染症拡大による資材の入手及び作業員の確保が困難となり、やむを得ず事故繰越したものでございます。

これらの事業につきましては、今年度内に完了予定でございます。

最後に、収入未済について御説明いたします。

附属資料の148ページをお願いいたします。

1の歳入決算の状況のとおり、2件収入未済がございます。

まず、公害防止事業費事業者負担金の収入未済について御説明いたします。

水俣市の丸島漁港において、昭和62年度に、公害防止事業により水銀を含んだ汚泥の除去を行いました。汚染原因者の1社が負担すべき金額が未納となっているものでございます。

負担金9,070万2,000円のうち、強制徴収などにより、これまで1,306万円余を回収しておりますが、残る7,763万円余が未納となっております。

現在は、無限社員を有する代表者の老齢厚生年金を差し押さえまして、未収金に充当してございます。

今後も、老齢厚生年金の差押えを継続するとともに、新たな資産の保有がないか資産調査を継続して実施し、できる限り債権回収に取り組んでまいります。

次に、雑入の未収金についてでございますが、これは、放置船処分行政代執行費用に関するものでございます。

牛深漁港内に船舶が長期間放置されていたため、船舶の所有者に対して再三にわたり撤去指導を行いました。船舶の老朽化により沈没等に伴う被害発生の危険が高まったため、平成30年9月に、行政代執行法の手続により撤去及び処分を実施したものでございます。

現在、代執行費用2,758万円余が未納となっております。

平成31年3月に納付命令書差し置き送達を行い、同年4月には、親族へ督促状を手渡しましたが、納付がなされなかったことから、国税徴収法に基づき、令和元年度に船舶内の動産の差押えを行い、また、資産確認調査などをこれまで継続して行っているところでござ

います。

今後、この債権回収に向け、より一層取組を強化してまいります。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○高野洋介委員長 以上で農林水産部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いをいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 今まで決算で何部かやりましたけれども、今のところ、一番この農水部が監査の指摘が多いなという感じがいたします。また、この監査報告の内容を見ますと、人的な分とか、チェックが甘いとかというような形、特に3番なんかのところでは、いわゆる職員が勝手に自己判断をしてやるというような、そういうことが指摘前になかなか分からなかったのかとか、こういう関係とか、そういう傾向があるのかと、その辺の感触というのはどうなんでしょうか。ちょっと確認をしたい。

○永田農地整備課長 今の御指摘のやつは、特に(3)番の農地整備課分ということでよろしいでしょうか。

事前に分からなかったかという点につきましては、通常——当該職員がこれ、①から③まで1人の職員が犯したものでございます。はっきり申し上げて、普通にしておりまして、全く分かりませんでした。また、決裁等回ってくる分につきましても、回ってきた分については自ら作成して、もうほぼ同じ、市長が出したのと同じのが回ってきてますので、そこで見破ることは、ちょっと不可能でございました。

○城下広作委員 システム上、そういう限ら

れた人間でやる分がなかなか見つけ切れないというのは、どこにでもあることだと思うんですけども、今後は、そういうことの可能性があるということで、よりよくチェックというか、気がけていくということを努力をしないと、また同じようなことが今後起こり得るかもしれませんので、これは、今回の指摘をしっかりと重く受け止めながら、今後、こういう対策にしっかりと尽力するというふうな形が大事なかなというふうに思いますので、まずは意見として述べておきたいと思います。

次、よろしいですか。

それと、団体支援課の報告の中で、結構返済できないという人がいて、逆に、中には、ぼちぼち一生懸命僅かながら返す人もいたりとか、もっと悪質なものは、開き直ってなかなか返さないと、裁判まで起こるというふうな案件もある中で、やっぱりこういうのを防止するには、結構無利子なんかでも貸付けで、とにかく救済しようという制度だから、それはそれで大事なんですけれども、最初から審査が極端に甘いと、最初からちょっと回収できないんじゃないかというような案件もあったのではないかと、そういうちょっと心配もするんですけども、最初に貸し付けるときの審査状況はどうなんでしょうか。

○楠団体支援課長 団体支援課でございます。

委員のお話ございましたとおり、貸付けにつきましては、特に特別会計のほうで貸し付けているものにつきましては、県のほうの貸付けになっております。

一般会計のほうで貸付けを行っているものにつきましては、基本的には金融機関のほうで貸付けを行っておりまして、審査につきましては、金融機関のほうの審査になっております。

特別会計のほうにつきましては、一部金融機関のほうに資金はお渡しいたしまして、金融

機関のほうでの審査というものもございしますが、幾つか今回未収金になっております。林業改善の林業木材産業改善資金、また、沿岸漁業改善資金につきましては、県の審査という形で直接貸付けを行っているものになります。

貸付けに当たりましては、様々な計画を立てていただきまして、振興局とか各関係機関の委員に入っていただきまして審査を行っているところでございます。

また、実際の運用に当たりまして、実際にどういう経営をされているか、そういったものにつきましても、振興局等を通じまして、しっかり指導等を行っているところでございまして、貸付時点では、しっかり審査を行っているつもりでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 支援をして、再起といえますか、頑張ってください、この支援というのは大変大事なことですから——また、そのことによって、残念ながら、なかなか経営不振で思いどおりに返済できない、こういう人が誠意を持って少しでも返すということは非常に大事だし、本当に誠意があって、ある意味では見守る必要もあるかなと思うけれども、悪質なというか、もう最初から全然そういう気がないというのは、めり張りをつけた対応というのは大事じゃないかというふうに思いますので、今後、そういうことを注視しながら頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○荒川知章委員 城下委員に関連ですけれども、やはり未収金について、結構これまでも相当蓄積というか、集金できない部分があると思いますけれども、部長の概要説明で法的措置を取ることも含めて検討とありますけれ

ども、これまでこういった事案に対して法的措置というのは取ってこられたんでしょうか。

例えば流通アグリビジネス課では、預金差押えなど法的な措置を行うとなりますけれども、これ、結局この事例では8,000円万近く借りて5,300円万ぐらひはもう返ってこない。また、預金差押えしても9,000円とか7,000円とかしかない、これは一例ですけれども。この預金を差押えするほかに法的措置というのはないんでしょうか。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

現段階では、この法人を対象に今訴訟を起こしているということでございます。法人の財産を明らかにしてきたんですけれども、なかなかそこから回収ができないということで、今後は、弁護士とも相談しながら、どういう手が取れるか、例えば、個人を相手にとか、そういうようなことをちょっと相談しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○荒川知章委員 例えば、この流通アグリビジネス課では5,300万円返ってきてないということですが、これ、5,300万円、何に使われてて、それが例えば売却できないとか、何かそういったことが詳しく分かれば教えてください。

○林田流通アグリビジネス課長 そこで使われて、補助事業で購入されていたものにつきましては、例えば、魚関係の加工設備ということで、冷凍機ですとか冷蔵庫、それからキュービクル変圧設備、それから換気施設、そういうものを導入するというような計画で補助事業の申請が上がってきまして、こちらとしても申請を認めたわけでございますけれども、

も、実際に、実績報告が出てきたときに確認に行きましたところ、それがちゃんと購入されていなかったというような事案がありましたので、交付決定の通知の条件に違反するということで、交付決定を取り消したというようなことになっております。

○荒川知章委員 実際、その5,300万円は何に使われたかは分かってないわけですか。

○林田流通アグリビジネス課長 そこについては、ちょっと明らかにはなっておりません。

○荒川知章委員 城下委員もおっしゃったように、もう最初の審査の段階で、これまで例えば銀行から借りてそれを着実に返しているとか、その辺も含めて審査をぜひ今後よろしくお願いいたします。

もう一つ、いいですか。

監査結果のやつで、まず、1番目の、これも流通アグリビジネス課で、繰越事業において実績がないにもかかわらず請求されてるってことですが、これ、どうしてこうなったのか、もう少し詳しくお願いします。

○林田流通アグリビジネス課長 この事業につきましては、平成30年と令和元年度に2か年の、ちょっと繰り返しになりますけれども、継続事業でやられるというようなもとの計画でございました。それが、事業者さんの都合によりまして令和元年度の事業を断念するというので、単年の事業になったと。その間、2か年間に育休等々で担当者が4名替わったということで、引継ぎがうまくできていなかった。一番最初の職員が最後の職員になったんですけれども、そういったことで、継続事業という思い込みがあったというのが一番の原因かなと思っております。それを組織的にチェックできなかったというこ

とで、こういうことになったということでございます。

以上でございます。

○荒川知章委員 いろいろ対策も書いてありますけれども、これまでもこういった事案というか、引継ぎミスとか、そういったところあったと思うんですけれども、これまでも、この対策、再発防止に向けて書いてありますけれども、これまでもこれをやってきて、なかなかチェックができなかったんでしょうか。それとも、これまではこういったことをされてなかったんでしょうか。

○林田流通アグリビジネス課長 これまでもチェックリストとかは準備をしておりましたけれども、チェックリストは、ちょっと不備がありまして、当該年度だけのチェックリストだったということで、繰越事業に対応できていなかったということもございまして、今回は、その繰越事業にも対応できるようなチェックリストを導入して、再発防止対策に取り組んでいるというところでございます。

○荒川知章委員 分かりました。ありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。

○深川政策審議監 深川でございます。

今、荒川委員のほうから、流通アグリビジネス課の水産業加工業者の補助金の未収金の発生と今回の国庫補助金の返納ということについて御質問いただきました。

私のほうが流通アグリビジネス課のほうを所管しておりますので、少し補足をさせていただきます。あわせて、令和2年の水産加工業者の際に私は流通アグリビジネス課長だったものですから、先ほど、消えた5,300万円はどこに行ったのかという御質問がありました。実は、その際に、その業者さんは、建

物、上屋の建設と、あと、中の機械設備の導入を進めておりました。上屋の設備については銀行さんからの借入れ、併せて、中の設備については、私どもの補助金の申請というふうな計画でございました。

蓋を開けてみると、実際には設備が入ってなかったものですから、補助金取消しと返還を命じたところなんです。よくよく話を聞いてみると、その業者さんは、私どもの補助金を、ほかに、運転資金じゃないんですが、そういう形でどうも転用をされているような状況があったということでございます。そういった事実があったものですから、すぐに取消しをして資金回収を行ったと。

ただ、残念ながら、まだ5,300万円残っておりますので、これについては、今、林田課長が御説明したように、とことん法的措置を用いて、我々としては、追及といいますが、回収をやっていくものでございます。

2点目の補助金の国庫補助返納につきましては、これは大変申し訳ございません。今御説明あったように、何度もこれまでも補助金についてはミスがあったものですから、部としても独自措置としてリストを作って、誰が何月何日というのをきちんと総務班、経理班全部見るようにしております。

これは、交付決定から補助金の精算が終わるまで一連であるんですが、ただ、本当にこれは単純ミスなんです。通常、年度内に終わるのが補助金の事務なものですから、当該年度分のリストとして完結しております。

通常は、担当の者が、引継ぎといいますか、この補助金はこれでやってねという形で引き継いでいくんですが、これも含んだ事実なんです。担当者がちょっといろんな形でころころと替わってしまっていて、加えて、事業が複数年度にまたがる繰越事業であった、このことにより、こういった状況が生まれましたので、今後は、今説明がありましたとおり、複数年度に対応するチェックリストを

用いまして、必ずこんなことが起きないように——ただ、唯一の救いは国庫から頂いたものをそのままお返しするだけですので、いわゆる県費のほうに損害は出てなかったというのが、せめてもの救いであったなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○荒川知章委員 分かりました。ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

○溝口幸治委員 関連していいですか。

今、深川政策審議監が説明されてよく分かりました。

恐らく審査もきちっとやって、実際実行して、その後いろいろなことが分かるということで、最後の職員の引継ぎのところは、私も結構長い間議員させていただいてますけれども、よくあるパターンだなと思いますので、そこは本当、やっぱり組織の中できちっと対応してもらわなければならないと思います。

ただ、こういう未収金が出ると、どんどん基準を厳しくしていくという流れになると、今度は、本当に一生懸命補助金を取りに行くところが苦勞するので、そこは難しいところですけども、ぜひ頃合いを見ながら判断をしてほしいと思います。

この債権管理の農地担い手のところの新規就農のところ、これも未収金が発生するという話なんですけれども、これも、今度は連帯保証人を立てる制度を検討するという話になってくるわけですけども、これ、どうなのかなと思って。

そもそも何件出してこの未収金は何件なのかということと、この連帯保証を取るという流れになると、今普通の一般の融資でも連帯保証をつけろという流れにはならないんですよ。連帯保証やる人がいないから。普通の融資でも、もう連帯保証なしでやろうという流

れなんですよね。

それで、農業やってる新規就農者のところの連帯保証といたら、もう多分新規の就農者補助金を受け取る件数というのはぐっと狭まってくるので、連帯保証検討するのはいいけれども、ここはやっぱり一工夫必要かなと思いますので、そのあたり含めて御説明をお願いしたいと思います。

○山本農地・担い手支援課長 ただいま委員のお話ございましたけれども、我々としても、この給付金につきましては、新規就農者の確保のために年間150万円を給付しているということで、門戸は広げていきたいというふうに考えております。

ただ、一方で、どうしてもこういう給付金事業で、さらに研修時というのはなかなか収入がないものですから、こういう案件は、リスクとして出てきている状況でございます。

今回、新たに未収金ということで225万円というのが出てまいりまして、この回収に向けて、職員、かなりの時間を割いております。

国のほうにいろいろ情報を求めまして、全国の状況を調べますと、全国で5県ほど返済義務のある保証人というのを独自で設定しているというものでございました。

これは、国のほうも独自で設定することは一応可能だというふうに申し出ておまして、現在その検討に入っているところでございますけれども、実際借りる人がどうかという話につきまして、例えば、岐阜県のほうで、同じように返済義務を負う連帯保証人というのを導入しておりますけれども、これを導入したことによって申請者が減るということはないという情報も得ておりますし、もともと、こちらにつきましては、研修保証人、これ、返済義務というわけではなくて、研修自体の保証を行うものでございますけれども、そういう研修保証人は取っております、ハ

ードルとしては、そこまで高くはないんじゃないかなろうかという情報もありますので、未収金の回収というのも含めたところで今検討を始めたというところでございます。

ちなみに、大体どのぐらいいるのかというふうなお話ございましたけれども、準備型研修に関しては、大体年間、令和4年度で58名、令和3年度で66名ということでございます。また、市町村のほうを通じて経営開始型というのがございますけれども、そちらについては、大体500から600ぐらいの給付を受けているというところでございます。

ですので、我々としては、今現在、研修の保証人という制度もございますが、返済の義務を負ってないということで、そこを入れ込むということが未収金の回収につながるのではなかろうかということで、検討を始めさせていただいたというものでございます。

農地・担い手支援課については以上でございます。

○溝口幸治委員 お気持ちはよく分かりますけれども、非常に難しいところだなと思えます。言い方悪いですが、10割打者というのはなかなかいないし、いろいろな事情もあるので、そこは、もう一工夫必要かなというふうな今日の時点では思いました。

以上です。

○鎌田聡委員 関連でいいですか。

私も、ちょっとこの連帯保証人とか、ここは非常に引っかかりを持っておりまして、今人数は教えていただいたんですけども、これは多分給付受けてやらなかったから返還ですかね、レアケース——結構こういうケースはあるんですか、実際研修を受けて就農しなかったとか、その支給要件に満たなかったというのがどのくらいあるのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○山本農地・担い手支援課長 ただいまの御質問でございますが、今回新たに未収金という形になったものでございますが、要件を満たさず返還というものについては発生をしております。

これ、要件を満たさずというのは、研修期間が大体通常1年から2年なんですけれども、その研修期間の1.5倍、もしくは2年間の長いほうは、それだけ就農をしてくださいよというふうになっておりまして、その就農期間を満たしてない場合は返還をしていただくという制度になっているものでございます。

ちなみに、研修をしながら、どうしてもやっぱり向いてないとか、ちょっと健康上だとか、いろんな問題が出てきて返還というのはあっております。

返還につきましては、大体準備型でいきますと、平成24年から令和4年まで512名が給付を受けておりますけれども、返還を行ったものは47人ということで9%というものでございます。

これが多いか少ないかという話なんですけれども、データの的にはちょっと変わるんですけども、厚生労働省が出しております通常の3年間の製造業の離職者というのが大体押しなべて18%だと。まだ研修段階で9%というのは、かなり少ない部類かなというふうには我々思っておりますけれども、この方々については、自主返納という形で返還をさせていただいているというものでございます。

先ほど御説明申し上げました未収金については返還をお願いしていたところですけども、なかなか一括返済ができずということで、今回ちょっと未収金というふうになったものでございます。

○鎌田聡委員 要は、もう返還請求をされた方は、ほぼ返していらっしゃるんですね、この1件だけなんですかね。

ですから、返還請求にたくさんの方が応じてないというならば、やっぱりちょっと連帯保証人ということも一つの手かなと思いますけれども、せっかくのいい制度でもあるんですよね、新規就農者がその分のお金をまず頂いて就農していくという制度が。

そこが、入り口からこの連帯保証人で詰まってしまうと、もう研修も受けられないような状況になってしまいますので、ぜひここは、もう少し御検討をさせていただいて、できるだけ研修を受けやすい、間口をやっぱり広げといていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

○吉永和世委員 先ほど荒川先生の質問の中で、最終的に現場確認に行き、結局入ってなかったということで判明したとありますけれども、交付決定して、実際お金を振り込むとなったとき、その基準というか、どういう状況で振り込んでいるという形なんですか。

○林田流通アグリビジネス課長 交付決定をした後に請求に基づいて概算払いというのをいたしますけれども、その概算払いをするときには、ほかの事業とかも調べたんですけれども、一定の基準というのはございませんでした。

概算払いをする場合には、今後の対策となりますけれども、現地を確認するとか、あとは写真をもらうとか、あとは実際に納品された納品書ですとか、銀行からの証明書とか、そういうものを取った後で、そういうことを徴取した上で払うというようなことと今はしているところでございます。

○吉永和世委員 それが普通なのかなという感じはしますけれども、何もあれがない中でお金を振り込むということ自体がそもそもおかしいことであって、最終的にその装置を購入するとすると、やっぱり発注書とか何かそ

ういうのをしっかりと確認した上で振り込むということが通常なのかなという感じはするんですけれども、そこら辺をしっかりと改定しないと、やっぱり同じことが繰り返されるのかなというふうに思います。

実際、もう現時点においても、そういう形に変えていらっしゃるということですか。

○林田流通アグリビジネス課長 今、もうそういうような運用にしております。

○吉永和世委員 そこはしっかりと確認した上でお金は振り込むとか、そういう形にしないと、あまりにちょっと軽率というか、確認なしにお金振り込むということは決してあってはならないというふうに思いますので、そこら辺、徹底してぜひお願いしたいと思います。

○西山宗孝委員 先ほどの溝口委員の質問に関連して質問させていただきましても、担い手の研修期間で1年半ぐらい期間を経て、結果的に就農してなくてということで、会計検査院からの指摘は、受けた基準に沿わない経過で返還してなかったとかいうそういう金銭の授受とか実態でもって——我々も議会側として、委員として思いますのが、私も、溝口先生おっしゃったように、連帯保証人ということ、言葉自体でも連帯保証ということでありますので、ただ、今仕事をしてない方が就農したいために一生懸命1年半かけてやるわけですので、受講される審査の基準であるとか、入り口でも少しくいつた視点で、使わない方もいるかもしれないという視点になるわけですが、多分ゼロにはならないと思います。1年半やってみて、無理かなという方もいらっしゃるかもしれませんが、制度を使っているからといって、これは、ある程度の期間はやらないかぬということになります。

ただ、連帯保証人じゃなくて、入り口の段階で、農業団体の推薦であるとかいろんな方法あるかと思しますので、そういった意味で検討していただきたいと思うんですけども。

○高野洋介委員長 御意見でいいですか。

○西山宗孝委員 意見として。

○高野洋介委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 未収金の問題で、今関連している議論になっているんですが、最初の部長の説明で、未収金対策連絡会議というのを設置されて頑張っていらっしゃるようですが、この辺ちょっと聞かせていただきますけれども、どういう人たちがこのメンバーで……。

○深川政策審議監 未収金連絡会議につきましては、部内で行っておるものでございまして、目的につきましては、未収金を持っておる所管課が集まりまして、私、政策審議監が会長といいますか、長を務めておるところでございます。関係課集まりまして、今年度の回収状況であるとか、こういった方策を取る、そういったものの情報交換をしておるところでございます。

一番大きいものは、やはり先ほど何度も出ておりますけれども、例えば法的措置、こういうものを取ったということについて皆さんで情報交換をしながら、これはうちにも使えるかもしれない、これはどちらの課にも使えるかもしれない。また、そういったいろんな情報交換をしながら、昨年度の未収金の回収状況と今年度の回収方針の決定をしていくというものでございます。

○岩中伸司委員 それでは、各課から課長さんが——それはメンバーは違うかもしれませんが……。

○深川政策審議監 説明が足りませんでした。

会長が私、政策審議監で、あと、メンバーが各課長になります。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

未収金もそうですが、不用額という形で説明たくさん出てきたんですが、これは、年度内に事業が終わるとか、いろいろあったんですけども、その中でちょっと不用額が——具体的に聞きたいというのは、林業の説明のときだったですかね、労務者不足でそうなっているということがあったんですが、実際働く人たち、労務者を確保するということが、いわゆる林業関係では少なくなっているのかなというのは感じたんですが、その辺、分かりますか。

○中尾森林局長 林業の分野におきましては、主に作業としましては、間伐ですとか、伐採、木を切る作業と、あとは、切った後に苗木を植えたりですとか、その後、夏に下草を刈ったりというところで、保育作業ということで、木を育てる作業ということで大きく2つ系統があるんですけども、木を切るほうは、最近機械の導入なんかもございまして、若い人も比較的に入ってきておられて、人数はある程度確保できておるんですけども、特に、その木を植えて育てるところで、なかなか人力に頼らざるを得ないようなところにつきましては、どうも人が減ってきているようでして、森林局としましては、そういったところに新しく木を植える部分で入ってくる人に対して支援をしたりですとか、あとは機械化の推進ですとか、そういったことで、いろいろ労働力の確保、または生

産性の効率化、こういったところに取り組んでいるところでございます。

○岩中伸司委員 非常に難しい問題だと思うんですけども、働く人たちも、今多様化して、きつい仕事、汚い仕事は嫌だという青年が多くなったりしてますので、ぜひ汗を流して頑張る、そういう働く人たちが増えていかなければ、私は、この社会は成り立たないと思いますので、頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

○池永幸生委員 繰越事業の127ページあたりにも出てきますけれども、予算を立てられるときにある程度話し合いをやる、そして予算を組む。それが全然使われてないってことは、何か理由の中に書いてありますけれども、やっぱりいろんなことが考えられるのか、もしくはその話し合いの場でその予算を組むことができないのか。

こういうせっかく予算組んであるんですから、本当ならばその予算を使ってもらいたい。だけど、これ、使っていないってことは何か訳があるんですかね。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

繰越しに関しましてですけれども、一番最近どうございますのが、経済対策ということで、国のほうでこれから論議されますが、これを受けて、県であれば12月の補正をかけていくと、公共事業に関してはですけれども。その際に要望額ベースで予算要求をさせていただくという形になっております。

その後、国のほうで採択の決定があるということで、ここで実は差額が出てくるというものがございます。それで、繰越しはもう致し方なく出て、例えば15か月予算とか、そういった表現もございますので、最近繰越しをするというのもう通例と、年度間の柔軟な

取扱いということで通例ということになっております。

ただ、単年度で実施しようと思っていたものが、例えば明許繰越し、やむを得ない事由というものもございますが、例えば、こういったものは、事業を進める中で予想外の大きな硬い岩が出てきたとか、その除去に時間を要する、あるいは住民の方たちとの調整の中で道路を止めたりしないといけないと。その調整が、この期間にやってくれとなりますと、どうしても年度後半になっていくと、そこは繰越しをせざるを得ない状況が出てくる。

あるいは用地交渉といったものもございしますので、そこが難航すると、どうしても翌年度にせざるを得ないという状況も出てくる。そういった工事上のやむを得ない状況というものが出てくる中での繰越しということになっております。

ただ、いずれにしても、そこはしっかりと決められた年度内にやるというのが原則でございますので、そこは力を入れて対応しているところでございます。

以上でございます。

○池永幸生委員 127ページなんか赤潮の調査なんですね。やっぱり一刻を争うような事業ではないか。予算も立ててあるから、やっぱり予算があるならば執行してもらいたいなという思いなんですけれども。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

127ページの国の補正予算を活用した赤潮対策の養殖漁場調査支援事業につきましては、説明欄で、国との協議というのは、国のほうの12月補正予算でつくられた事業として、その前段階で国との協議、地元との協議をしておりますけれども、そういった中で、2月補正予算で県の事業として予算を成立し

ていただいた事業でございます。

そういった中で、2月からの事業実施ということで、どうしてもその事業期間としては新年度にやっぱりする必要がございますので、そういった中で繰越事業として明許繰越をお願いしたというところでございます。

○溝口幸治委員 先ほどの農林水産政策課の藤由課長の答弁聞きながら、繰越しとか事故繰越も含めてですけれども、熊本県、本当に経済対策とか積極的にやっぱり取りにいて事業を確保していただく、つまり、県民に必要な事業をしっかり取っていただく。

それに加えて、令和2年7月豪雨災害をはじめ、林も農も一緒にすけれども、たくさん事業を抱えていて、日頃私も振興局なんか見ても大変だし、本庁見ても大変だというふうに感じます。

もちろん、今日、農林水産部でいろいろ対策も取られているんでしょうけれども、いつも思うのは土木部との連携。いわゆる山とか農地だけじゃなくて、災害の場合は道路とかもやられてて、今度、市町村の工事、国の工事というふうになって、やっぱり土木部との連携、それから市町村との連携、国との連携みたいな、やっぱりトータルで攻めていかないと、なかなか効率的に仕事が終わらないのではないかと。

先ほど、雇用する人の数も厳しくなっている、現場監督もいなくなっているというふうにあります。毎回、これも言われていることだと思いますけれども、今、土木部との連携、あるいは市町村や国との連携で、どういうふうに進めているのかということをご説明をお願いしたいと思います。

○清藤農村振興局長 農村振興局長、清藤でございます。

私どものほうでは、農地等の災害復旧等を進めておりますけれども、これについては、

まず査定段階、こちらでは効率よくするために、例えば河川と農地のどちらの災害でやったほうが効率的にできるか、それから市町村と連携してやる場合にどこまで市町村がやるかとか、そういう部分の調整を土木部とは一緒にやっています。

それと、あと、撤去した土砂の有効活用をどうするかということで、どこの場所で使えるか使えないか、できるだけその捨てる土を少なくするような残土の利活用のシステムもつくってございまして、そういうやつをどこでするか。

それから、工事との調整でいきますと、先ほど溝口委員からあったとおり、山のほうで町村道路の復旧ができないとその先に行けない、あるいはうちのほうの土捨場として確保しているまでの道が確保できない。そういう部分がありますので、複数年にかかる計画の中でどの順番でやっていくのか、どのタイミングで予算をつけるのか、そういったものを主な調整としてはやっているところで、査定から実施、それから完了に向けての調整を今はきめ細かくやっていますので、引き続きできるだけ早く復旧して機能回復を図ると、こういうことを考えながらやっているところでございます。

以上です。

○中尾森林局長 林道災害や治山等が森林局の主な公共事業でございまして、災害復旧事業とは、通常、施設災においては、被災後3年でやらなきゃいけないというようなことで、当然予算は組みますけれども、やはりそういう中で、今、清藤局長もあつたように、手前の国県道や市町村道が支障になって、なかなか着手できないといったのは絶えず起きます。

うちのほうでも、国との連携という点では、振興局単位になりますけれども、その発注するエリア、そういうところで意見交換を

やっているところでございます。

特に、砂防とか治山の連絡会議みたいなのは、通常毎年開催しておりますけれども、市町村や国のほかの機関も含めて、その箇所ごとというか、地域の狭いエリアごとにやられているというのが実態でございます。

あと、そういった不調、不落がまだかなり出ているということで、国のほうにも3年間というのを5年間に延ばしてほしいとか、そういったことはやりますけれども、やはりここにどうしても明許繰越しという点では、かなりの件数が出てきているということで、その少しでも解消に向けて、地元連絡会議や国との調整もしっかり図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○溝口幸治委員 今、県内の建設業者さん見てもなかなかやっぱり人の手配というのは大変で、やっぱりその連携が進むことがこの繰越しが少なくなっていく大きな鍵になるのかなというふうに感じてますので、引き続き連携を図っていただくようお願いいたします。

以上です。

○城下広作委員 99ページ、水産振興課の部分です。

もういよいよカキの季節になりまして、熊本県も、知事を筆頭に、クマモト・オイスターしっかり頑張ろうとか、ばんばん販路を拡大しようとかあったんですけども、この不用額があって、このクマモト・オイスターは、最近の状況はどうなのかなということだけちょっと確認させてください。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

クマモト・オイスターにつきましては、これまでも、まず、生産をしっかり確保してい

くという取組と、あと、販売のほうで、よりたくさん消費者の方に認知してもらい、販売を展開していくということでございます。

生産状況につきましては、令和4年につきましては、約1万8,000個、それから令和5年におきましては約8,000数百個を生産しております。

そういった中で、やっぱりこれまでの生産の技術面で、夏場をどうへい死を減らしていくかということが非常に課題でございまして、これまで、いろんな関係機関、地元漁協、それから研究機関も含めて検討してまいりました。そういった中で、令和元年頃から、夏場を越すための技術としまして、カキをお湯につけると、温湯処理をすることで、その歩留りもかなり高率に、約4割近くが生残できるというような技術もできまして、そういった中で夏場を越える技術ができたということで、生産的にもある程度増えてきたという状況でございます。

ただ、昨年について、夏場のカレニア赤潮の影響もあって、少し個数としては少なかったりとかございますけれども、そういった中で、今現在は、その夏場を越して生産を高めていくということと併せまして、当然生産のコストを下げっていくと、より作業効率化する、それから、種苗の生産費用も抑えていくような、そういった取組を今進めているというところでございます。

以上です。

○城下広作委員 はっきり言って、10年ぐらい前からどーんと進めてきて、今日まで右肩上がりなのか、なかなか厳しいのかどっちなんですか。

○森野水産振興課長 生産状況につきましては、なかなか思うようには生産は難しい状況でございますけれども、一つ一つ生産が確保できるように取組を進めていっているという

状況でございます。

○城下広作委員 現場感覚ではいろいろ聞けるけれども、なかなか難しいって話を聞いているもんだから、本当に最初の立ち上げのときの勢いと現在の取組がどうなのかなど。

いやいや、まだまだしっかりと、くまもとブランドだから、がんがんやるということだったらしっかりとまらないかぬし、なかなか難しいとなれば、もう本当にこれは考えなきゃいけないような形になるということで、正しい情報と、現実と展望と、その精査も必要じゃないかということだけちょっと述べておきたいと。

答弁はいいです。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 最後にというか、1点。

時間外の勤務状況について御説明いただきました。これを見ると、去年と今年のいろんな事象があって、増えたり減ったりしているのはよく分かるんですけども、私の問題意識は、この時間外をどんどん減らせというよりも、今働き方改革とか、やっぱり職場の環境をよくするとかという点で、ひょっとしたら、無駄な残業じゃなくて、一生懸命やっているのに残業として見られてない部分があるのではないかという問題意識を持っています。

これからはよく分かりませんし、皆さん方の中で、きちっとやった分は評価をして時間外もしっかりつけていくという風土がやっぱり必要になってくるんじゃないかと。

例えば、県庁を退職して民間に行かれた方々の顔を見ると、生き生きとして仕事をされている方をたくさん見かけます。県庁時代にはなかなか厳しかったんだというのを肌で感じてますけれども、やっぱり県庁にいるときから、働いた分はきちっと評価をしていただく、それは時間外をやったら時間外として

評価をしていただく、そういう風土をつくっていくことが、今なかなか県庁で採用試験やっても入ってこない、そこを変えていくことにもつながっていくのではないかというふうに思っていますので、そのあたりは、ぜひ皆様方の中でよく検討していただいて、働きやすい職場づくり、若い人たちが入ってくれるような職場づくり、それを心がけていただきたいと思います。

これ、要望です。

○高野洋介委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで農林水産部の審査を終了いたします。

これより午後1時まで休憩いたします。

午後0時休憩

午後0時57分開議

○高野洋介委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより健康福祉部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、沼川健康福祉部長。

○沼川健康福祉部長 皆さん、こんにちは。健康福祉部でございます。

それでは、令和4年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、健康福祉部関係の2点につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は「国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)を財源とする補助事業について、国への交付金請求の誤りにより収入未済が発生している。今後こうした誤りが生じないよう、組織的なチェックを徹底するなど、再発防止策を講じること。」でございました。

今回の請求誤りは、予算主管課以外で事業を実施した分の計上が漏れていたことにより発生したことから、改めて、予算主管課が他課の分も含めて計上するルールを徹底いたしました。

今後も組織的なチェックを継続して行い、同様の事例が発生しないように努めてまいります。

2点目は「本県の獣医師確保に向けた取組について、不足している現状を踏まえ、待遇の見直しを行うなど、本県独自の人員確保に向けた検討を行うこと。」でございました。

獣医師確保に向けた取組につきましては、これまでも、大学へのリクルート活動や県職員として働くことを要件に返還が免除される修学資金貸付制度の創設、初任給調整手当などの処遇改善といった幅広い確保対策に力を入れてまいりました。

令和4年度からは、新たな取組として、小動物臨床系専門雑誌への求人広告掲載により、臨床獣医師で離職、転職を検討する者へのアプローチを開始したほか、獣医系大学における公務員獣医師に特化したコースの創設や、卒業後、公務員獣医師として本県へ就職することを条件とした地域枠入学制度等の拡充について、国に要望を行ったところです。

さらなる改善に向けて、引き続き、受験者のニーズや処遇面の制度的な課題を見極めながら、関係部局と連携し、獣医師の安定的な確保に向けて、あらゆる可能性を追求してまいります。

続きまして、健康福祉部の令和4年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、令和4年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

まず、歳入でございます。

一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計及び国民健康保険事業特別会計を合わせまして、収入済額は3,022億1,105万円余で、調定額に対する収入率は99.9%となっております。

不納欠損額は253万円余で、内容は、児童保護費負担金等でございます。

また、収入未済額は2億1,398万円余で、内容は、生活保護費返還徴収金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還元金等でございます。

次に、右側の歳出でございます。

一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計及び国民健康保険事業特別会計を合わせまして、予算現額4,547億3,330万円余に対し、支出済額は4,244億1,779万円余となっております。

翌年度への繰越額は110億8,489万円余で、主に新型コロナウイルス感染症対策や社会福祉施設の整備等に係るものでございます。

また、不用額は192億3,061万円余で、内容としましては、国民健康保険事業特別会計における県内市町村の保険給付費の実績額及び新型コロナウイルス感染症に関する予算の実績額が見込みを下回ったこと等による執行残でございます。

以上が健康福祉部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が御説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 引き続き各課長から説明をお願いいたします。

○本田健康福祉政策課長 健康福祉政策課で

ございます。

まず、健康福祉部の本年度の定期監査の結果についてでございますが、指摘事項はございませんでした。

次に、健康福祉部の時間外勤務の状況についてですが、令和4年度における時間外勤務総時間数は23万8,509時間でございます。令和5年度4月から8月の時間外勤務総時間数は、前年度同時期と比較して6割ほどに減っております。

主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症関連の業務が縮小したことによるものです。とりわけ、保健所での疫学調査や入院調整といった業務対応がなくなったことによる業務量の減少が大きな理由となっております。

続きまして、健康福祉政策課の令和4年度の決算につきまして御説明を申し上げます。

決算特別委員会説明資料の2ページを御覧ください。

まず、収入につきましてですが、お開きいただいております2ページ冒頭の使用料及び手数料、中ほどの国庫支出金、4ページをお開きいただき、中段の財産収入、5ページ中段の繰入金、下段の諸収入のいずれにつきましても、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

主なものについて説明申し上げます。

お戻りいただき、2ページ中ほどの災害救助費負担金でございます。

災害救助費負担金につきましては、令和2年7月豪雨分及び平成28年熊本地震分について概算交付額が見込みを下回ったために、5,631万円余、予算額を下回ったというものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

ここからは歳出でございます。

歳出につきましては、主なものについて御説明申し上げます。

まず、下段の民生費の中の社会福祉総務費

でございますが、支出済額として11億3,154万円となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額1億6,291万円余につきましては、住まいの再建支援事業における助成事業の実績、地域支え合いセンター運営支援事業の実績などが見込みを下回ったことによりまして執行残となったものでございます。

次に、ページをおめくりいただき、8ページの下段、災害救助費でございます。支出済額は8億1,595万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額1億6,114万円余につきましては、災害救助事業及び国庫負担金返納金の実績が見込みを下回ったことによりまして執行残となったものでございます。

続いて、9ページでございます。

公衆衛生総務費でございますが、支出済額は7,483万円余となっております。

主な事業は、資料の備考欄記載のとおりでございます。

なお、不用額414万円余につきましては、保健統計調査事務費及び地域保健医療推進協議会費に係る事務費の執行残などがございます。

続きまして、中ほどの保健環境科学研究所費は、宇土市にございます同研究所の運営費でございます。

支出済額は2億9,705万円余となっております。

なお、不用額1,703万円余は、同研究所の人員費及び管理運営費に係る執行残などがございます。

続きまして、下段の保健所費は、県下10か所の保健所運営に係る経費でございます。

支出済額は15億8,619万円余となっております。

なお、不用額2,101万円余は、人員費及び

管理運営費に係る執行残などでございます。

健康福祉政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

令和4年度の決算の説明をさせていただきます。

お手元の説明資料の11ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましてですが、11ページから12ページにかけては使用料及び手数料、それから13ページから16ページにかけては国庫支出金、それから16ページ中段の繰越金、それから16ページ下段から17ページにかけては諸収入とございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、18ページをお願いします。

歳入につきまして、主なものを御説明させていただきます。

まず、3段目の公衆衛生総務費でございますが、支出済額が6億6,333万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額5,181万円余につきましては、肝炎対策事業のうち、肝炎治療の医療費助成の申請件数が当初の予定を下回ったこと等によるものでございます。

続きまして、4段目の結核対策費でございますが、支出済額が2,953万円余となっております。

不用額2,706万円余につきましては、結核患者の医療費助成の申請及び検診費が当初の予定を下回ったことによるものでございます。

続きまして、19ページをお願いします。

予防費でございますが、支出済額が123億9,541万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額52億9,245万円余につきましては、新型コロナウイルス感染症関連事業の実施について、各種助成に係る申請件数が当初の予定を下回ったこと等による執行残によるものでございます。

続きまして、20ページをお願いします。

2段目になりますけれども、食品衛生指導費でございますが、支出済額が4億555万円余となっております。主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額2,276万円余につきましては、コロナ禍による事業の見直しなどによりまして執行残が生じたものでございます。

続きまして、21ページをお願いします。

環境整備費でございますが、支出済額が4億3,281万円余となっております。不用額1,027万円余につきましては、主に動物愛護センター整備に係る経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

別冊の附属資料の1ページをお願いいたします。繰越事業について御説明をさせていただきます。

まず、1段目の新型コロナワクチン接種体制支援事業でございますが、4億5,000万円を繰り越しております。

これは、新型コロナワクチンの個別接種の促進に係る医療機関への補助事業につきまして、年度内での支出が完了しないために繰り越したものでございます。

なお、支払い手続につきましては、本年7月までに全て完了いたしております。

続きまして、2段目の動物愛護推進事業でございますが、5億1,498万円余を繰り越しております。

これは、動物愛護センターの整備事業に要する経費でございますが、関係機関との協議

に不測の日数を要したこと及び工事の施工に日数を要することから繰り越したものでございます。

令和6年1月の完了を目標に現在工事を進めているところでございまして、現在の進捗率は約70%程度ということになっております。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

令和4年度の決算について説明させていただきます。

お戻りいただきまして、説明資料の22ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、このページの使用料及び手数料、次のページの国庫支出金、次のページ、24ページの繰越金、諸収入の全ての歳入につきまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、25ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、民生費、社会福祉費の社会福祉総務費において4,174万円余の不用額が生じております。

これは、福祉系高校就学資金等貸付事業費補助などにおいて、執行額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、老人福祉費で8億1,647万円余の不用額が生じております。

これは、高齢者施設等クラスター発生防止対策事業や施設開設準備経費助成特別対策事業などにおいて、執行額が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

老人福祉施設費で3億3,418万円余の不用額が生じておりますが、これは、介護基盤緊

急整備等事業や新型コロナ対策による簡易陰圧装置、換気設備支援事業などにおいて、実績額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、下の民生施設補助災害復旧費で8,579万円余の不用が生じております。

これは、災害査定が減によるものでございます。

続きまして、別冊のほうをお願いいたします。

別冊資料の2ページになります。繰越事業について御説明いたします。

まず、明許繰越事業についてです。

2ページの施設開設準備経費助成特別対策事業につきましては、4市町村分及び1施設分で合計2億1,011万円余の繰越しを行っております。

これは、新型コロナの感染拡大の影響などにより開設が遅れたことによるものでございます。

次に、3ページの1段目及び2段目は新型コロナ対策事業分として、2事業合計で34億3,715万円余を繰り越しております。

これは、感染症が発生した介護事業所等のかかり増し経費への助成や施設の従業者などに対する集中的検査に要する経費でございます。

次に、これ以降は施設整備に係る分として、3段目の老人福祉施設整備等事業で6,000万円余、次の4段目から次の4ページ4段目までの介護基盤緊急整備等事業で、6市町村分、合計5億8,328万円余の、それから、このページの最下段から次の5ページ2段目までの老人福祉施設整備等事業で、3施設分、6,896万円余の、それと、5ページ3段目から6ページ1段目までの介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業で3,800万円余の繰越しを行っております。

これらの多くは、需要の高まりにより資機材の入手に不測の日数を要したことによるも

のでございます。

次に、6ページ2段目の老人福祉施設等災害復旧事業で11億5,941万円余の繰越しを行っております。

これは、令和2年度の豪雨災害で被災しました特別養護老人ホームの災害復旧工事に要する経費でして、今年1月に着工しております。来年1月の竣工を予定しております。

最後に、7ページをお願いいたします。

事故繰越しについて御説明いたします。

老人福祉施設整備等事業で378万円余の繰越しを行っております。

これは、防災対策のための非常用自家発電設備の整備費用について助成を行うものでして、世界的な半導体不足などの影響により資材の確保が困難となったことから、やむを得ず事故繰越しを行ったものでございます。

今回報告させていただきました繰越しや事故繰越しの事業につきましては、いずれも年度内の完了を予定しております。

引き続き進捗状況の管理に努めてまいります。

高齢者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○米澤認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

本体資料に戻っていただきまして、説明資料の27ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明させていただきます。

歳入につきましては、27ページから29ページにかけて、一番上の使用料から順次手数料、国庫支出金、財産収入、繰越し金、諸収入などの項目がございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明させていただきます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

30ページ、民生費の社会福祉費の老人福祉費についてでございますけれども、支出済額として279億8,345万円余となっております。

事業の概要につきましては、備考欄記載のとおり、介護給付費や認知症対策、在宅医療施策など、様々実施させていただいております。

翌年度繰越額が873万円ございますが、こちらにつきましては、後ほど別冊の資料で御説明させていただきます。

また、不用額欄を見ますと、3億706万円余の不用額が生じておりますが、これは、介護給付費県負担金交付事業の実績額が見込額を下回ったこと等による執行残でございます。

次に、その下の衛生費の公衆衛生費の公衆衛生総務費でございますけれども、支出済額として141万円余となっております。

事業の概要につきましては、備考欄記載のとおり、在宅医療の連携推進のための会議を実施するものでございます。

332万円余の不用額が生じておりますが、これは、新型コロナウイルスの影響により、各圏域で実施する在宅医療に係る地域会議が実施できなかったこと等による執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料の8ページを御覧ください。

明許繰越し事業につきまして御説明させていただきます。

8ページ、御覧いただきますと、物価高騰対策事業(高齢者施設分)がございます。

こちらにつきまして873万円の繰越しを行っております。

これは、申請書類の補正等に当初想定したよりも時間を要したことから繰り越したものでございます。

本事業につきましては、5月末に事業完了していることを申し添えさせていただきます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

令和4年度の決算について説明をいたします。

説明資料にお戻りいただきまして、同資料の31ページをお願いいたします。

まず、歳入について説明いたします。

31ページの最上段に国庫支出金がございますが、ここからページを下りまして33ページの最下段の財産収入に至るまで、不納欠損額及び収入未済額はございません。

続きまして、34ページをお願いいたします。

諸収入につきまして9,591万円の収入未済額がございますが、これにつきましては、後ほど別冊の附属資料にて説明をいたします。

次に、35ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを説明いたします。

まず、民生費、中段の社会福祉総務費でございますが、支出済額は20億9,777万円余で、主な事業は、備考欄に記載のとおり、大半は生活福祉資金の貸付原資でございます。

不用額278万円余のうち主なものは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で養成研修を中止したことによる執行残でございます。

次に、下段の遺家族等援護費でございますが、支出済額は6,608万円余で、不用額1,150万円余のうち主なものは、引揚者等援護扶助費及び特別給付金等支給事務費の執行残でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

生活保護費のうち生活保護総務費でございますが、支出済額は11億59万円余で、主な

事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

不用額の8,041万円余のうち主なものは、生活困窮者自立支援金、生活困窮者総合相談支援事業及び矯正施設等退所者社会復帰支援事業などの執行残でございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

上段の扶助費でございますが、支出済額は36億8,940万円余で、不用額の2億3,632万円余は、生活保護費所要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

次に、下段の衛生費の精神保健費でございますが、これは、ひきこもり支援推進事業で、支出済額は2,011万円余、不用額は232万円余で、ひきこもり地域支援センターの事務費の執行残によるものでございます。

続きまして、別冊附属資料に移りまして、附属資料の20ページをお願いいたします。

収入未済について説明いたします。

1の歳入決算の状況でございますが、上の段の生活保護費返還徴収金の収入未済額が8,411万円余、次の年度の年度後返納の収入未済額が115万円余となっております。

これは、債務者が生活保護受給中または生活困窮の状況にあることから、収入未済となっているものでございます。

令和4年度の収入未済額の増加理由としましては、高齢年金等の遡及受給が発生した際に、返還手続の前に年金等を使い果たすなどし、未収金が増える結果となりました。

また、就労収入の無申告や過少申告による不正受給事案も発生しましたが、不正受給発見時には、同様に、既に使い切ってしまう、徴収に至らなかったものでございます。

また、収入も含めた生活状況の把握は、保護受給世帯への訪問調査時に行っておりますが、新型コロナウイルスの感染状況により、直接訪問に代えて電話連絡による生活状況の

確認にならざるを得なかったことで、正確な収入の把握が遅れましたことも収入未済額の増加理由の一つとなりました。

続きまして、21ページをお願いいたします。

未収金対策でございますが、まず、発生防止策としまして、収入申告義務確認書を保護の開始時だけではなく毎年1回徴収するなど、収入申告義務の周知徹底を図るとともに、資産調査を年に1回から年に2回以上に拡大しております。

また、未収金削減に向けた取組としましては、本庁に滞納整理員を配置し、回収に取り組むとともに、生活保護費との相殺を強化しております。

今後も、収入申告義務の徹底等による未収金発生の未然防止、債権の早期発見、そして早期対応により、収入未済額の縮減に努めてまいります。

次に、22ページをお願いいたします。

収入未済について説明いたします。

1の歳入決算の状況でございますが、生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金の収入未済額が1,050万円余、次の段の雑入の収入未済額、これは遅延利息分になりますけれども、13万円余となっております。

この貸付けは、生活保護世帯から大学等への進学のために、世帯分離した方へ生活費を貸し付けるものでございまして、もともと厳しい状況の中で、卒業後も不安定な職に就いていたり失業していたり、あるいは精神疾患等の疾病の影響などによりまして生活が困窮し、償還が滞っているものでございます。

次に、収入未済額の推移でございます。

令和4年度の増加理由としましては、貸付期間が終了して償還する方が増加したということや生活困窮により償還が滞っているためでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

未収金対策の取組ですが、滞納発生前の防

止策として、貸付申込みの段階及び償還開始の段階で、借受人や連帯借受人と直接面談をしまして、返済に関する十分な意識づけを行うとともに、徴収活動に関しては、滞納者の滞納状況や生活状況等を把握した上で未収金の徴収活動を行ったところでございます。

今後も、収入未済額の縮減に努めてまいります。

続きまして、ページ飛びまして、36ページをお願いいたします。

不納欠損について説明いたします。

生活保護費返還徴収金につきまして、債務者が死亡されて相続人もいなかったために納付されず債権が消滅しましたため、1件13万円の不納欠損処分を行っております。

社会福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料の38ページのほうにお戻りいただければと思います。

令和4年度決算について御説明いたします。

まず、歳入でございます。

最上段、分担金及び負担金の未熟児養育費負担金につきまして、不納欠損、収入未済がございます。後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

その下の使用料及び手数料及び39ページからの国庫支出金、おめぐりいただきまして42ページからの財産収入、繰入金、それから43ページの繰越金、諸収入まで、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

続きまして、歳出につきまして、主なものを御説明します。

資料45ページを御覧ください。

児童福祉総務費につきましては、6億8,976万円余の不用額が生じております。

これは、放課後児童クラブ等の新型コロナウイルス感染拡大防止事業等における実績額の減などによるものでございます。

翌年度繰越額21億4,653万円余につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明をいたします。

続きまして、46ページをお願いいたします。

児童措置費につきまして、6億8,787万円余の不用額が生じております。

これは、子どものための教育・保育給付費の県負担金の実績額の減によるものでございます。

次の児童福祉施設費につきまして、1億6,314万円余の不用額が生じております。

これは、特別保育総合推進事業等の実績額の減などによるものでございます。

47ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費につきまして、3億935万円余の不用額が生じております。

これは、不妊対策事業等における実績額の減などによるものでございます。

48ページをお願いいたします。

私学振興費につきましては、1億5,901万円余の不用額が生じております。

これは、認定こども園施設整備事業等の実績額の減などによるものでございます。

次の民生施設補助災害復旧費につきましては、6,363万円余の不用額が生じております。

これは、令和2年7月豪雨で被災した児童福祉施設の災害復旧事業の実績額の減によるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いいたします。

9ページ、御覧ください。

明許繰越事業7件につきまして御説明を差し上げます。

まず、放課後児童クラブ施設整備事業について、1,745万9,000円を繰り越しております。

す。

これは、放課後児童クラブの施設整備に要する経費で、令和4年度中に3市3施設が用地の転用等の手続に時間を要し、工事の着手が遅延したものでございますが、いずれも既に工事は完了しております。

次に、多子・多胎世帯子育て支援総合交付金について、890万5,000円を繰り越しております。

これは、在宅で2歳未満の育児を行う多子世帯へ子育て支援サービスのクーポンを配付する事業で、令和4年度配付クーポンの利用期限が令和5年度までとなるため、必要額を繰り越しております。

次に、出産・子育て応援交付金事業について、19億3,727万9,000円を繰り越しております。

これは、妊娠時に5万円、出産時に5万円の計10万円の経済的給付と伴走型相談支援を実施する事業で、昨年12月、国の経済対策で打ち出されたものです。事業対象期間の令和4年4月から令和5年9月までを予算化し、全市町村で令和4年度中に事業が開始されたため、執行額を除き、全額を繰り越し、現在事業を実施しております。

次に、保育所等の送迎用バス安全装置改修支援事業費について、2,700万円を繰り越しております。

これは、保育所等における児童の送迎用バスの安全装置を整備するための経費で、昨年12月議会で予算化させていただきました。

その後、国から、保育所等の市町村所管施設分については市町村への直接補助とすることが明示されたため、県所管分となります私立幼稚園及び認可外保育施設分のみ、全額を繰り越しております。

今年9月現在、保育所等も含め、約8割の施設で設置が済んでおりますが、今年度内の全施設設置に向け、市町村及び施設に対し、引き続き働きかけてまいります。

次に、放課後等感染拡大防止事業について、1億3,513万8,000円を繰り越しております。

これは、放課後児童クラブ等を継続的に提供していくための新型コロナウイルス感染症対策に要する経費で、2月議会で予算化させていただいたものです。

令和4年度中には事業の実施ができませんでしたので、全額繰り越しております。

今年度の申請手続はこれからとなります。

次に、放課後等ICT化推進事業について、2,075万円を繰り越しております。

これは、放課後児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症対策として、業務のICT化を推進するための経費で、こちらも、前の事業と同じく全額繰り越しております。

今年度の申請手続はこれからとなりますので、実施に向け、各市町村に対し働きかけてまいります。

10ページをお願いいたします。

10ページは、不妊対策事業につきまして5,000万円を繰り越しております。

令和4年4月からの不妊治療の保険適用に伴う体外受精等特定不妊治療費助成の終了に伴う経過措置として、令和3年度から令和4年度にまたいだ1回分の治療までは助成対象とされたことから、過去の申請状況を踏まえ、今年度に入っての申請分対応のため、繰り越しております。

現在までのところ申請はございませんが、申請漏れがないように対応してまいります。

次に、24ページをお願いいたします。

未熟児養育医療に伴う保護者負担金に係る収入未済について御説明します。

まず、1の歳入決算の状況につきましては、収入済額2,000円、不納欠損額2万2,000円、収入未済額が2,000円となっております。

2の収入未済額の推移につきましては、令和2年度から令和4年度にかけて2万

6,000円の減額となっております。

3の収入未済額の状況につきましては、分割納付中の債務者が1名、未済額2,000円となっております。

この未済額につきましては、今年度完済となっております。

4の未収金対策ですが、この未収金は、平成25年度に市町村に事務が移管される以前の過年度分のみでございまして、令和4年度当初の債務者の方は3名で、全債務者について資産調査を行い、現状を把握した上で電話催告を実施し、粘り強く未収金解消に努めてまいりました。

最後に、37ページをお願いいたします。

不納欠損について御説明いたします。

未熟児養育費負担金につきまして徴収努力を行ってまいりましたが、公債権5年の時効が成立したお2人の2件、2万2,806円について不納欠損処分をいたしております。

子ども未来課は以上でございまして、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料のほうに戻っていただきまして、資料の49ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入について御説明いたします。

一番上の分担金及び負担金の児童保護費負担金で不納欠損額と収入未済額がございしますので、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

その下の使用料及び手数料の欄から、ページをめくっていただきまして、52ページの上から2段目の繰越金の部分まで、不納欠損額、収入未済額はございません。

52ページの下から2段目の諸収入、要保護児童進学応援資金貸付金回収金について収入未済額がございしますので、後ほど附属資料で

御説明をさせていただきます。

53ページをお願いいたします。

一番下の年度後返納につきまして収入未済額がございますので、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、54ページをお願いいたします。

一般会計の歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

中段の社会福祉施設費につきましては、1,131万円余の不用額が生じております。

これは、女性一時保護管理運営費等の実績額が見込みを下回ったことによるものでございます。

下段の児童福祉総務費につきまして、2,499万円余の不用額が生じております。

これは、子育て家庭支援事業等の実績額が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

55ページをお願いいたします。

上段の児童措置費につきまして、1億9,453万円余の不用額が生じております。

これは、児童手当市町村交付金等の実績額が見込みを下回ったことによるものでございます。

下段の母子福祉費につきましては、1億4,769万円余の不用額が生じております。

これは、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等の実績額が見込みを下回ったことによるものでございます。

56ページをお願いいたします。

児童福祉施設費につきましては、2億3,751万円余の不用額が生じております。

これは、児童養護施設等における新型コロナ対策支援事業等の実績額が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、57ページ、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

上段の繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金でございます。

中段の諸収入の母子父子寡婦福祉資金貸付金償還元金で不納欠損額と収入未済額が、最下段の年度後返納において収入未済額がございますので、後ほど附属資料で御説明をさせていただきます。

58ページをお願いいたします。

歳出でございます。

母子父子寡婦福祉資金貸付金につきましては1,890万円余の不用額が生じておりますが、これは、貸付実績額が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

明許繰越事業につきまして、主なものを御説明いたします。

上から2段目の熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(経済対策分)につきまして、8億2,305万円余を繰り越しております。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯を支援するための給付金でございます。

経済対策として2月補正予算に計上し、令和4年度中には事業の実施ができませんでしたので、全額を繰り越して実施したのになります。

このページに記載の事業につきましては、いずれも今年度の3月末までに事業完了の予定でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

収入未済につきまして御説明を申し上げます。

児童保護費負担金の収入未済でございます。

これは、児童養護施設等への児童の入所措置に伴う保護者による負担金でございます。

まず、1の歳出決算の状況につきまして、不納欠損額が198万円余、収入未済額が4,281万円余となっております。

児童保護費負担金は、児童福祉法に基づいて保護者の所得に応じた負担が定められておりますが、そもそも、親が虐待を否定するなど、児童の施設入所に納得していないケースがあったり、生活に困窮している世帯が多いといった事情によりまして徴収が難しいケースがございまして、収入未済が発生してしまったというところでございます。

2の収入未済額の過去3か年の推移でございしますが、令和4年度は、前年度から額にして573万円余の増となっております。

3の収入未済額の状況でございしますが、債権件数は4,648件、そのうち分割納付中が2,315件で、全体のほぼ5割を占めております。また、非協力的なケース、これが2,188件、生活困窮が119件という状況でございします。

4の未収金対策でございします。

預金調査を実施しておりますが、預金等がないということで、文書等による催告を継続的に実施するという取組をしております。

未然防止対策でございしますが、新規のケースについて、子供が施設に入所する際の保護者説明の徹底、口座振替手続の推奨などの取組を行っております。

短期間で削減できるかということ、なかなか厳しい状況ではございますけれども、地道に丁寧にコンタクトを切らさないよう、引き続き未収金の解消に努めてまいります。

26ページをお願いいたします。

上段の要保護児童進学応援資金貸付金につきましては、児童養護施設等を退所して大学等へ進学する児童に対して生活資金を貸し付ける制度として、平成27年度まで実施していた事業でございします。

収入未済額が27万円余生じております。

2段目の年度後返納につきましては、児童

扶養手当の返納金で、年金受給等により手当の受給資格を失った後にも手当を受け取っておられたため、返納が生じたものでございます。収入未済額が1,907万円余となっております。

次に、2の収入未済額の過去3か年の推移でございします。

前年度から170万円余の増となっております。

続いて、27ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況につきまして、応援資金の債務者は1名でございします。児童扶養手当返納金につきましては、債権件数が68件で、うち66件が分割納付中で、2件が非協力的という状況でございします。

4の未収金対策につきましては、2つの債権とも債務者と丁寧に連絡を取りながら納付の勧奨と確認に努めております。

また、児童扶養手当返納金につきましては、訪問回数、催告回数を増やすなど取組を強化しておりまして、各福祉事務所においては、夜間の催告、分割、分納計画の見直し、家庭訪問等を実施しております。

新規認定請求時や現況届の提出の際に、障害年金等の遡及受給などが決定した際には確実に届出がなされるように、本人自署による確認書を受給資格者全員から徴取するなど、届出義務の周知徹底も行っております。

続いて、28ページをお願いいたします。

特別会計の収入未済でございします。

上段の母子父子寡婦福祉資金貸付金につきましては、母子家庭等に対し修学資金や生活資金などを貸し付けるもので、償還金の収入未済額が4,396万円余生じております。

次の段の年度後返納につきましては、子供さんが学校を中退した場合など貸付中止をした際に発生するもので、収入未済額は126万円余となっております。

次に、2の収入未済額の過去3か年の推移でございしますが、前年度から211万円余の

増となっております。

29ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況でございますが、債務者は合計で315名、そのうち75名が分割納付中で、生活困窮が190名、所在不明が12名、非協力的が38名という状況でございます。

4の未収金対策につきましては、下から2番目のポツになりますけれども、債務者を徴収の困難性により4分類に分けて管理をすることで、効率的な徴収活動の実施に取り組んでおります。

ページが少し飛びますけれども、38ページをお願いいたします。

不納欠損でございます。

児童保護費負担金につきまして、備考欄に記載しておりますとおり、債務者の生活困窮等を理由に317件、198万円余を不納欠損処理しております。

39ページをお願いいたします。

特別会計の不納欠損でございます。

母子父子寡婦福祉資金貸付金につきまして、備考欄に記載のとおり、債務者が破産手続による免責許可決定を受け、この方、連帯保証人もいなかったため、回収の見込みがないと判断し、48件、22万円余の不納欠損処理をしております。

子ども家庭福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○高三瀧障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

当課の決算の説明をさせていただきます。

説明資料にお戻りをいただきまして、59ページからでございます。

歳入につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、59ページ、分担金及び負担金についてでございます。

児童保護費負担金で不納欠損額が17万円余、収入未済額が639万円余となっております。

2つ下のこども総合療育センターの負担金につきましても、収入未済額が16万円余となっております。

60ページでございます。

使用料、手数料についてでございますが、こども総合療育センター使用料で収入未済額が4万円余となっております。

これらの詳細は、後ほど別冊の附属資料で御説明をさせていただきます。

62ページの下段から66ページ上段まで、国庫支出金、財産収入、寄附金、そして繰越金に不納欠損額及び収入未済額はございません。

66ページに飛んでいただきたいと思えます。

諸収入につきましては、下段にあります各種団体精算返納金で収入未済額が12万円余となっております。

この詳細につきましても、後ほど別冊で御説明をさせていただきます。

歳出でございます。68ページをお願いいたします。

歳出につきましても、主なものを御説明させていただきます。

まず、障害者福祉費でございますが、7億816万円余の不用額が生じております。

これは、主に障がい者福祉施設整備費の国庫内示額が所要額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、69ページ中段でございます。

児童措置費でございますが、2億1,765万円余の不用額が生じております。

これは、主に障害児の施設への入所または通所の利用額が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、下段の児童福祉施設費におきまして、7,228万円余の不用額が生じておりま

す。

これは、主にこども総合療育センターにおきまして、措置入所児の数が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、70ページでございます。

中段で公衆衛生総務費がございまして、2,121万円余の不用額が生じております。

これは、主に医療施設近代化施設整備事業におきまして、実績が下回ったということでございます。

次に、精神保健費におきまして、4,682万円余の不用額が生じております。

主に精神保健医療費等の実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

繰越してございます。

別冊をお開きいただきます。

12ページでございます。

繰越事業について御説明をいたします。

まず、明許繰越しについてですが、1段目、障がい者福祉施設整備費ですが、これは、物価高騰によります設計の変更及び原材料不足によって資機材の入手に不測の日数を要した結果でございます。

既に完了しております。

2段目の障がい者福祉施設整備費でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、工事発注までの諸手続に不測の日数を要したものでございます。

しかし、これも既に完了しているところでございます。

3段目、4段目の感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制確保事業でございます。

この事業は、新型コロナウイルスが発生した施設等にサービス継続に必要な経費を支援するもので、国の補正予算のため、年度内の執行が困難であったものでございます。

今年度内には完了予定としております。

13ページ1段目、2段目の物価高騰対策事業、括弧書きで障がい施設分と書いてあるも

のでございますが、これは、年度内の申請及び給付完了が困難であるため繰り越すものでございます。

ただし、これも既に完了をしております。

3段目の送迎用バス安全装置改修支援事業、括弧書きで障害児通所支援事業所分からその次の14ページになりますが、3段目の障がい者福祉施設整備費、括弧書きでR4経済対策分と記載をしております。

これは、国の経済対策を受けまして補正予算で予算措置を行ったため、年度内の執行が困難となって繰り越したものでございます。

これらは、年度内の完了に向けて現在取り組んでいるところでございます。

14ページの4段目、こども総合療育センター管理運営費の空調設備改修設計委託でございますが、資機材の入手に不測の日数を要したというふうなものでございます。

今年度内には完了予定でございます。

15ページのこども総合療育センター管理運営費の無停電電源装置蓄電池等工事でございますが、需要の高まりもありまして、資材の入手に不測の日数を要しております。

ただ、これも既に完了しております。

続きまして、16ページの事故繰越について御説明申し上げます。

障がい者福祉施設整備費、括弧書きで経済対策分と記しておりますが、6,550万円の事故繰越を行っております。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして工事の技術者確保に不測の日数を要したことから、年度内での事業完了が困難となったため、やむを得ず繰越しを行ったものでございます。

なお、これも既に完了をしております。

収入未済でございます。

続きまして、30ページをお願い申し上げます。

収入未済について御説明をいたします。

1、歳入決算の状況の欄でございます。

児童保護費負担金につきましては、639万円余の収入未済が発生しております。

これは、障害児を児童養護施設等へ入所措置した際に伴う扶養義務者の負担金でございます。

3の収入未済額の状況のとおり、債権件数は1,294件でございますが、そのうち869件につきましては分割納付中でございます。残りは、生活困窮や措置自体を不服として協力が得られないなどの理由によりまして納入がされないものでございます。

次に、31ページでございます。

1、歳入決算の状況を御覧いただきます。

こども総合療育センター負担金につきまして、16万円余の収入未済額が生じております。

これは、先ほどの児童保護費負担金のこども総合療育センター分でございます。3の収入未済額の状況のとおり、債権件数は30件でございます。協力が得られないなどの理由によるものでございます。

前のページの児童保護費負担金及びこども総合療育センター負担金の未収金対策につきましては、福祉総合相談所に徴収専門員を配置し、電話や文書による催告及び預金調査等を実施いたしまして、徴収促進に努めているところでございます。

また、新たな債務発生を抑制するために、負担金制度の仕組みなどにつきましても十分説明を行うほか、口座振替を推奨しているところでございます。

今後も、引き続き収入未済額の縮減に努めてまいります。

次に、32ページを御覧いただきます。

こども総合療育センター使用料につきまして、4万円余の収入未済が生じております。

これは、主に外来あるいは入所児童に係る診療報酬の自己負担分でございます。

債権者は1名でございます。現在分納継

続中でありまして。

年度内に完済予定となっております。

33ページをお願いいたします。

各種団体精算返納金で12万円余の収入未済額となっております。

これは、令和2年度分の国庫補助金の返還金でございます。

3の収入未済額の状況のとおり、債権数は1件でございます。

この返還対象となりました事業所は既に廃止をしております。法人代表者の生活困窮を理由に収入未済となっているものですが、分割納付の申出もあっております。

分納計画書を御提出もいただいているところでありますので、今後計画どおりの納付が行われますよう進捗管理を図ってまいります。

不納欠損でございます。

40ページをお開きいただきます。

最後に、不納欠損について御説明を申し上げます。

児童保護費負担金に係る不納欠損が52件、これ、7名でございますが、17万円余を生じておるところでございます。

これは、債務者の生活困窮等によりまして再三の督促にもかかわらず時効が成立し、債権が消滅したものについて不納欠損処分を行うものでございます。

障がい者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

令和4年度の決算について御説明いたします。

説明資料にお戻りいただきまして、71ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

71ページ、使用料及び手数料、国庫支出金について、不納欠損額、収入未済額ともにご

ざいませぬ。

72ページをお願いいたします。

国庫補助金について、最下段の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、収入済額が予算現額を10億1,177万円余超過しております。

こちらは、後ほど歳出のところでも御説明いたしますが、当課の歳出のうち、予防費、コロナ患者入院病床確保料の所要額が増加したことに伴い、部内他課の交付金事業の不用分を流用し充当したものでございます。

交付金全体として超過交付を受けているものではございません。

73ページの財産収入、繰入金、繰越金についても、不納欠損額、収入未済額はございません。

74ページをお願いいたします。

諸収入につきまして、393万円余の収入未済額がございます。

これは、中段の医師・看護師等修学資金貸付金償還金及び最下段の年度後返納の分となります。

こちらにつきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

また、下から2段目、雑入についてでございますが、冒頭の健康福祉部長からの決算概要説明にもありました令和3年度国への請求誤りがあったものにつきまして、国との協議が調い、所要額全額を受け入れたものになります。

今後、同様の事例が発生しないよう、緊張感を持って適正な事務の執行に努めてまいります。

続きまして、歳出について、主なものを御説明いたします。

75ページをお願いいたします。

衛生費、公衆衛生費の公衆衛生総務費につきまして、翌年度繰越額が3億1,871万円ございますが、こちら、後ほど別冊附属資料において御説明させていただきます。

また、不用額は1億4,213万円余ございますが、こちらは、地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業などの所要額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

76ページをお願いいたします。

予防費について、不用額が2億7,783万円余ございます。

これは、医療機関の設備整備や入院病床確保など、新型コロナ関係事業の所要額が当初の見込みを下回ったことによるものです。

なお、先ほど歳入のところでも御説明いたしました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、こちらの事業に充当させていただいているものになります。

次に、最下段の医務費について、不用額が553万円余ございますが、こちらは、へき地医療施設・設備整備費補助などの所要額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

77ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費について、不用額が5,658万円余ございますが、こちらは、医療従事者勤務環境改善推進事業などの所要額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

資料を替わりまして、附属資料の17ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

いずれも明許繰越しになります。

17ページの医療施設等施設・設備整備費につきましては、4本繰越しをしております。

1段目は、共同利用施設整備に対する助成ですが、半導体不足等により資機材の入手に不測の日数を要し、繰り越したもので、本年6月には事業が完了しております。

2段目から4段目までは、防災減災対策として経済対策で予算化したものになります。2段目が給水施設設備整備、3段目、4段目が敷地内のブロック塀改修に対する助成です。

国の経済対策を受けて2月補正で予算措置をさせていただきましたが、年度内の事業執行が困難となり、繰り越したものでございます。

いずれも年度内で事業完了の予定となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

1段目から3段目までの病床機能分化・連携推進事業につきましては、地域医療構想に基づき、病床再編等に取り組む医療機関における施設及び設備整備への助成で、1段目は物価高騰による設計見直しにより、2段目、3段目につきましては、導入予定機器の半導体不足による納品遅延等により不測の日数を要し、繰り越したものになります。

なお、2段目の事業につきましては9月に完了しております、残る2件についても、12月までに事業完了の予定となっております。

最下段の物価高騰対策事業(医療機関等分)につきましては、医療機関等への物価高騰対策に対する支援に係る事務経費の一部でございまして、医療機関からの申請内容の審査、補正等の処理に不測の日数を要したことから、やむを得ず繰り越したものになります。

なお、申請いただいております全ての医療機関に対して5月末までに支払いを完了しております。

次に、収入未済について御説明をいたします。

同じく附属資料の34ページをお願いいたします。

当課において収入未済となっているものが2点ありますので、それぞれについて御説明をいたします。

1の歳入決算の状況の欄を御覧ください。

まず、上段の医師・看護師等修学資金貸付金償還金の収入未済額は393万円余でございます。

未収金が発生していますのは看護師等を対

象にした貸付金で、この貸付金は、看護学校を卒業後、県内の病院や診療所等において、3年または5年間継続して看護業務に従事した場合は返還が免除されるものです。ただし、看護師等免許が取得できなかった場合や、看護業務に従事したものの、3年または5年の義務年限中に対象医療機関を退職した場合などについて、貸付金の返還義務が生じるものになります。

35ページをお願いいたします。

3番の収入未済額の状況につきまして、令和4年度末時点で滞納者は10名います。

返還義務が生じたものの、経済的な状況等により返還が滞った方となっております。

4の未収金対策でございますが、1の新たな未収金を発生させない取組として、(1)、(2)では、貸与者に貸付申請時から本事業の趣旨やルールの意識づけを徹底し、(3)として、返還義務者の返還期限が過ぎた場合には、直ちに当課から早期履行を求める連絡を行うことを徹底しております。

次に、2の過年度からの滞納者への対応といたしまして、令和4年度当初は9名滞納者がいましたが、定期的に電話連絡、自宅などの訪問により現在の収入状況等を聴取した上で、分割により納入可能な額を協議し、返済計画の見直し等を行っております。

こうした取組の結果、昨年度は1名の方が完納いただきました。

引き続き、新たな未収金の発生防止と滞納累積防止に努めてまいります。

次に、34ページにお戻りいただきまして、1の歳入決算の状況の2段目になります年度後返納についてです。年度後返納につきましては、収入未済額が3,000円でございます。

こちらは、補助金の返納義務が生じた者が破産をしたため、裁判結果による配当待ちの状況でございます。

引き続き、定期的に状況確認を行いながら、未収金の解決に努めてまいります。

医療政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

令和4年度の決算について御説明いたします。

説明資料にお戻りいただきまして、78ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入についてでございますが、財産収入、繰入金、諸収入について、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、79ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを御説明いたします。

下段の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、不用額2億4,314万円余が生じております。

これは、市町村の保険給付費の実績額が見込みを下回ったため、県の法定負担金に不用が生じたものでございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

80ページから82ページまでが歳入になってございますが、不納欠損額、収入未済額は、いずれもございません。

飛びまして、続きまして、83ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の歳出でございます。

国民健康保険運営費につきましては、不用額61億862万円余が生じております。

これは、予算を計上する際に見込みました医療費よりも実際の医療費が下回ったことから、医療費に連動します保険給付につきましても実績額が下回ったためでございます。

医療費等につきまして、今後とも的確な見込みに努めてまいりたいと考えております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

令和4年度の決算について御説明いたします。

説明資料の84ページをお願いいたします。

まず、一般会計についてでございます。

歳入につきましては、使用料及び手数料、また、中ほどの国庫支出金、また、次ページの諸収入がございすけれども、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、86ページをお願いいたします。

歳出でございます。

この公衆衛生総務費、この主な事業は、備考欄に記載しているとおりでございますが、不用額の7億4,023万円余のうち、主なものといたしまして、指定難病医療費や原爆被爆者に対する手当の支給額が見込みを下回ったことによる執行残、また、一番下のところ、軽症者等療養支援体制整備事業の新型コロナの療養施設の運営経費でございますが、これが見込みを下回ったことによる執行残でございます。

87ページをお願いいたします。

予防費でございます。

これは、ハンセン病に関する事業費でございます。不用額の59万円余は、新型コロナ感染拡大のため、一部の事業を中止したことに伴う執行残でございます。

また、その下の国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。

これは、特定健康診査など、また、糖尿病予防に関する事業でございます。不用額の135万円余は、糖尿病対策事業の執行残でございます。

次に、88ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金、繰越金ございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

89ページ、歳出でございます。

公衆衛生総務費でございますが、これは、主に国保ヘルスアップ支援事業に係るものでございまして、不用額の855万円余は、事業に係る報償費、旅費、委託料などの執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いいたします。

19ページでございます。

繰越事業につきまして御説明いたします。

明許繰越しでございますが、地産地消をはじめとした食育事業につきまして、3か所分、合計1,000万の繰越しを行っております。

これは、子ども食堂における共食の場の提供など、地域での食育に取り組む市町村や民間団体に対する助成の経費でございまして、国の経済対策を受けまして2月補正で予算措置を行ったものでございます。

年度内の執行が困難ということで繰り越したものでございます。

健康づくり推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料本体にお戻りいただきまして、90ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料の90ページの使用料及び手数料、90ページから91ページにかけて国庫支出金及び諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について、主なものを御説明いたします。

92ページを御覧ください。

上段の公衆衛生総務費につきまして、1億1,337万円余の不用額が生じております。

これは、主に新型コロナウイルス感染症に伴う軽症者宿泊事業の借上げの実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、93ページをお願いいたします。

下段の薬務費につきまして、2,823万円余の不用額が生じております。

これは、主に新型コロナウイルス感染症に伴う医療物資供給支援事業や物価高騰対策事業(薬局分)及びかかりつけ薬剤師・薬局機能強化及び普及啓発事業などの実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で健康福祉部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いをいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 これは、一般的な認識として、今、人間の生存というか、我々の生存は大変危機的な状況にあると。それは、未知の感染症とか、あるいは化学物質とかいろんなものを考えると。そういう中で、私は、保健環境科学研究所の機能アップに非常に期待をしているんです、頑張ってもらいたいというふうに。

ところが、健康福祉政策課によると、保健環境科学研究所の予算は非常に大きな不用額が出ている。それから、健康危機管理課の予防費でも相当な不用額が出ていると。

こういう中において、もうちょっと、せつ

かくあるお金だから、有効に使えないかなと
いうのが意見です。健康危機管理課ですね。

○高野洋介委員長 趣旨はどういう趣旨で
か、質問の。

○岩下栄一委員 いや、だから不用額が出な
いようにですね。

○高野洋介委員長 御意見ですね。分かりま
した。

ほかに何かございませんか。

○鎌田聡委員 19ページ、健康危機管理課で
新型コロナ関係の、コロナの、ここに多分無
料PCR検査のお金も入っていると思いま
すけれども、1つは、どのくらい無料PCR
検査で使ったのかということと、東京とか大阪
とか、あと、何件か無料のPCR検査の不正
交付、こういったものがちょっと明らかにな
ってますけれども、県内においてそういった
ことは多分なかったということでしょうけれ
ども、なかったのかどうなのか、調べられた
のかどうなのか、その辺をちょっと教えてい
たきたいと思います。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課で
ございます。

無料検査につきましては、新型コロナの感
染拡大を踏まえまして、令和3年12月26日か
ら令和5年5月7日まで検査を実施しており
ます。

検査の箇所としましては、県内で108か所
の薬局等にお願いをしまして検査をさせてい
ただいております。この間、事業費としまし
ては、31億4,145万4,000円余りの事業費を使
っております。

御案内のとおり、その後、大阪、東京な

どで不正受給の話がございました。

本県におきましては、事業者のほうから
補助金の請求がっておりますけれども、そ
の書類の内容の再確認をいたしまして、一応
書類のほうはしっかり整っているというこ
とで確認をしたところでございます。

以上です。

○鎌田聡委員 一応そういった確認もされて
いるということでありまして、とりわけ、や
っぱり無料PCR検査というのは非常に役立
つ、ためになったというか、やっぱりもとも
と多額の費用を出さなきゃならないのに、無
料でやってこられたというのは大変な対応だ
ったと思っておりますけれども、それに乗じ
て他県ではそういったケースも出ておりました
ので、非常に心配しておりましたが、他県
でやられた事業者は熊本にはなかったんです
よね、不正されたところが熊本ではちゃんと
しとったとか、そういう例はなかったんです
かね。

○椎場健康危機管理課長 すみません、事業
者までは確認はしておりませんので、答え
は、後ほど御連絡させていただきます。

○鎌田聡委員 分かりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 先ほどの岩下先生の保環研
の話とか、こども総合療育センターのことと
かで、今新型コロナウイルスの話もありまし
たけれども、もともと、県で中小企業振興基
本条例をつくったときに、できるだけ地元の
業者さんを使ってくださいねという話をいろ
んな分野でしてます。この健康福祉の分野で
もお願いをするんだけれども、そこの施設が

出す検査業務というのは、恐らく安いところに出すので、東京とか大阪が本社のところが意外と受注していた経緯があったんですよ、私がお願いしたときに。

いやいや、金額的にやっぱりそういうところがいいんだという話がありましたけれども、今回コロナになったときに、そのPCR検査でいろいろやるときに、相当地元の業者の方に頑張ってもらって機械導入してもらったり、地元でこの検査ができるような流れに変わってきたと思うんですけれども、今日の中からは、そういうところがどこがどういふふうにやってきたか分からないんですけれども、結果的にはその地元の業者にいざというときには頑張ってもらわないと、身近なところでは対応ができない、大阪とか東京というのも、ああいうパンデミックで全国的に大変になると、そんな熊本だけえこひいきやるわけにいかないんで、できないというのが浮き彫りになったと思うんですけれども、その辺りの検証というか、今後のやり方というか、そういうものというのは何か考えていらっしゃいますか。

その決算の資料からちょっと見えないんですが、ぜひそこは地元の企業を育成していく、そして地元の企業が、例えば九州内とかしっかりカバーしていく、そういう新しい企業が出てきてもいいんじゃないかと思うんですけれども、そういう視点をぜひ持っていたきたいと思えますけれども、今の取組状況を教えてください。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、検査の関係でございますけれども、実は、今現在、国のほうから、今回の新型コロナの対応を踏まえまして、次の新興感染症に備えた取組を進めるようにということで、これ、もう全国的にですけれども、進められ

ております。

その中で大きな考え方としましては、医療体制はもちろんですけれども、検査体制についても、しっかり県内で整備するようにというお話が出ております。

考え方としましては、医療機関とも同じなんですけれども、そういった新興感染症等が発生した場合にどういった対応ができるかというところで、それぞれと協定を結んで対策をして、それに備えた対応を御検討いただくというふうなことでございます。

検査の機関についても、県内の幾つかの機関には、今回の新型コロナの対応を踏まえまして、検査機器の補助をした実績もございますので、そういった機関を中心に、こういった次の感染症に備えた検査等の対応についても、また、個別に事業者のほうと相談をしながら、最終的には検査措置の協定という形で、いわゆるそういったパンデミックが起こったときに対応していただけるように、事業者としっかり話し合いながら整備を進めていきたいと考えております。

○溝口幸治委員 機器は補助で導入をした、人の手当てもやったということでしたけれども、当初私がいろいろ調べたときには、いやいや、そもそもそういう発注がなかなか県内とか身近なところからはないので、その機器ももう古くなってます、人もその部分切ってます。保環研に聞いてみると、保環研も、どっちかという、機器はもう古くなって、人もそういう人が採用できてないみたいな話があって、さっき岩下委員がおっしゃったように、保環研の役割というのは非常に大きいものがあるというのはやっぱり認識したので、公的な保環研とそれから今回民間にお世話になったところも、日頃から仕事があれば、民間は、特に仕事があれば、それは自分たちの自助努力で人も雇って機械もリニュー

アルしていくので、そのバランス、えこひいきをせろという意味じゃないですけども、バランスをしっかりと見ながら、その協定という先には、やっぱりきちっと需要と供給が成り立たないといけないと思いますので、そこを心がけて準備をぜひやってほしいというふうに思います。これ、要望で結構です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 多分健康危機管理課になるかな。今年はまだ5類になって落ち着いたんですけども、コロナがまだ蔓延してる時には、相当な重労働だったというか、大変気苦勞の多いセクションだったと思うんですね。

そこで、要するに、周りの県民の健康危機管理を考えてくださっている大変大事な課なんですけれども、職員の皆様が、これに関係する人が、コロナの大変なときに、逆に健康被害とか、そういう影響があつて長引いているとか、そういうなんかなあ——その影響というのは職員の人にはあつたんでしょうか、どうだったんでしょう。

○本田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

お気遣いありがとうございます。

先ほど時間外のお話でも申し上げましたとおり、昨年まで大変多うございました。結果、なかなかやはり業務過多になりまして、心身的な疲労というのを抱えた職員などもございましたが、その辺りは、大変周りの者のサポートですとか、また、人を臨時的に入れるなどして対応してまいったところがございます。

現在もなお、やはりその疲れが出ているというような職員さんもいるというのが正直なところでございますけれども、そういったと

ころを何らかフォローして、早く健康になっていただいて、また、皆さんのお仕事の負荷も少なくなるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

○城下広作委員 大分テレビを見ながら、椎場課長も大変気にしておられて、大丈夫だろうかと思ひながら、大変激務だったと思います。いろいろこういうことがもう本当、今後起こらないような形で願うばかりですけども、しっかり本当、そういう厳しい状況にあるとか、尾を引いての方がおられれば、しっかりまた万全な形で復帰していただくような形で願いたいと思います。

以上でございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○荒川知章委員 附属資料の25ページで児童養護施設等の入所措置に伴う保護者負担金で、これ、非協力的な方が2,188人ということで、結構多いような気がしますが、1人当たりの額は少ないかもしれませんが、これは、親の意に反して入所する形になったとか、そういう理由があるんでしょうか。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。ありがとうございます。

おっしゃいますとおり、この児童保護費負担金につきましては、児童虐待等によって家庭での養育が不適切であるという子供を養護施設等に入所措置するために保護者の負担金が生じているものなので、その入所措置自体に納得されていない保護者の方ですとか、そもそも虐待を認めていらない保護者の方がおられるので、そのような方々は、もう保護費負担金の支払いの意思が全くないと

ということで、そのような方々につきまして、この非協力的の部分に分類をさせていただいております。

○荒川知章委員 ありがとうございます。

また、29ページのこの母子父子寡婦福祉、これ、貸付金だと思うんですけども、これで非協力的な方が38名。これ、貸付金なので借りているということだと思うんですけども、これで38名が非協力的というのはどういった理由があるんでしょうか。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。ありがとうございます。

おっしゃるとおり、貸付金ですので、もともと借受けをされた際には、償還計画を立てて、いつからいつまで何千円ずつというような計画に基づいて償還をしていただくものなんですけれども、この38名の分類につきましては、こちらから接触を図っても居留守を使われたりですとか、電話をしても出ていただけないですとか、なかなか接触ができず、返納の意思が非常に薄い方を今のところこちらの非協力的に分類しております。

○荒川知章委員 こちらは、もう法的措置とかそういったところまではされないんですか。

○岩村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

こちらは、私的契約による貸付金ということになりますので、公的措置を取るためには、もう裁判を打つという形になるんですけども、もともと、この母子父子寡婦福祉資金の目的が、負担の大きい独り親家庭の方への財政的な援助というものもございまして、こういった方々に対しましても、私ど

も、会計年度任用職員で債権回収員を配置しております。その者が、地道にメールですとか電話を頻繁にかけて関係づくりからつくって償還に結びつけるというような活動を今のところしております。

○荒川知章委員 非協力的ということで、なかなか難しいかもしれませんが、根気強く続けていただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 69ページ、障がい者支援課、この中で児童措置費と児童福祉施設費が、予算現額と不用額が——かなり不用額が多いんですが、先ほど説明あったと思うんですけども、具体的にもう少し説明いただければ助かりますが……。

○高三瀦障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

先ほども申し上げたことの繰り返しになります。また、69ページの備考のところに書いてあるとおりでございますけれども、当初予定していた見込額、所要額が下回ったというふうなところでございます。

障害児の関係でございまして、非常に伸びているというふうなところもありますけれども、私どものほうのいわゆる見込みというふうなところが少し多かったのかもしれないというふうに思っております。

また、同様に、下の段の障害福祉施設費でございます。こども総合療育センターのことを記載しておりますけれども、同様に、入園の児童数が見込みを下回ったというふうなことです。

もともと、こども総合療育センター、肢体不自由児施設としてスタートいたしました。今子供たち自体が非常に少なくなっている少子化の一つの影響の現れというふうにも思っております。入所したい方ができないというふうな状態になってないということだけはお伝え申し上げたいと思います。

以上でございます。

○岩中伸司委員 予算を立てるときには、想定をしながらやられると思います、説明どおり。ただ、少子化が進んでいるという中で、障害を持った人たちもやっぱり増えてるのかなあと、そこら辺が、見積もったというか、予想したものと結果がかなり違うので、何か変わり方があったのかなということちょっと気にしていただけですけども、特別なことから、さっきの説明でいいです。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○池永幸生委員 資料の86ページになりますけれども、原爆被害者の特別措置というのが予算計上されているかと思えますけれども、これから先、被爆者の方は増えることはない、だんだん減っていくんじゃないかな、この金額も少し減っていくんじゃないかなと思えますけれども。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

委員御指摘のとおり、被爆者手帳をお持ちの方といたしますのは、やはり高齢化に伴いまして年々亡くなられる方もありますものですから、年々数としては減ってきております。例えば、令和5年3月末の時点で手帳所持者の方が650人余りいらっしゃいますけれども、これも年々ちょっと1割弱ぐらい数は減

っていつているような状況でございます、予算措置のほうも、毎年少しずつ減額をする中でございます。

ただ、その中でも予算が不足することがないようにということで、最大限の予算を確保している中で、見込みとして、実際の見込みのほうを下回ったということでございます。

○池永幸生委員 手帳持っていたら医療費が減額される、もしくはただになるとか、そういったのが特別措置の中に入るわけですかね。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

手帳を持ってる方全員というわけではございませんで、健康上に少し御病気をされたりというところで、例えば、先ほどの656人の中の内訳で申しますと、原爆症の認定を受けて手当を受けていらっしゃる方は43名、また、健康手当を受け取っていらっしゃる方が563名という実績になっております。

○高野洋介委員長 ほかににございませんか。

○吉永和世委員 せっかくなので、障がい者支援課の高三瀧課長、水俣に2年間出向いただきましてありがとうございました。

課長御存じのとおり、水俣のほうで障害者支援施設、A型だったと思えますけれども、残念な事件が起こってしまったということで、その結果、障害者の方々が犠牲になったんじゃないですけども、何か利用されたという状況になってしまったんですが、やっぱりそういうことが二度とあってはならないというふうに思うんですけども、そういった分でございますと、A型は、何かそういった問題

が結構起こりやすいというか、何かそういった話も聞いたことあるんですけども、でも、決してあってはならないと思いますが、そういった、ああいうことがもう目の前で起こったわけなんですけれども、そういったことがないようにしっかりとしなくちゃならないというそういった気持ちを持って当たっていらっしゃると思うんですけども、そこら辺、今県内状況を見て、どうなんでしょうかね。

○高三瀨障がい者支援課長 今委員から御指摘がありました、水俣のほうでA型施設、事業所が不適切な行動を行いました。具体的に申し上げますと、お墓の墓じまいというふうな名目で人骨を砕くとか、そういったような作業を施設外就労というふうな形でしていたということでございます。

この事業所については、結局指名も取り上げてしまいまして、事業所自体も今は存在をしていないというふうな状況でございます。

委員御指摘のとおり、A型というのは、労働基準法に基づく、いわゆる給料みたいなものをちゃんと支払うというふうなビジネスモデルが一つ確立をしていますので、いわゆるコンサルティングみたいなのが入って、割とそういった事業をしたらどうかというふうなお声がけがあっています。これまで社会福祉事業をやってなかった業態転換というふうな形で別の業種から入ってこられるような方々も多うございます。

私ども所管をしております障がい者支援課のほうでは、指導監督権も持っております関係で、そこについては、しっかり指導をさせていただきたいというふうに思っています。

委員御指摘のとおり、そういう事案が発生しやすい障害者施設の種別というふうに言われると、なかなか返す言葉がありませんけれども、二度とこういうことがないように形

を、日頃の指導監督というふうな中で実現をしていきたいというふうに思っております。

○吉永和世委員 あの事件も、結果、内部的な情報発信というか、内部密告ということで表面化したというのは、たしかあったと思いますので、それがない限り分からなかったかもしれないということなので、そこら辺、しっかりとやっぱり徹底して調査ということはなかなか難しいのかもしれませんが、情報収集をしっかりとやっていただいて、結果、障害者の方々がもう安心して働けるといいますか、そういった場をぜひ維持していただくように、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ、私のほうから1点、御質問なんですけれども、冒頭に、政策課長のほうから、時間外勤務の状況について御説明をいただきました。

今、この委員会では、働き方改革等々の課題を溝口委員の御提案の下で始まっておりますけれども、令和4年度が23万時間だったということで、ほかの部に比べて倍以上違うんですね。

今でも、見てみますと、1人当たりでも、もう倍ぐらい時間外が多いということで、時間外が多い悪いは別として、まずは、きちんと仕事した分は支給をなさないと、もうサービス残業は絶対するなというような徹底を今後やってもらいたいんですが、そもそも構造的にこの新型コロナウイルスが5類になったとて残業が多いですね。ということは、構造的に健康福祉部の職員自体がそもそも足りない状態じゃないかというふうに推察はされますが、肌感でも構いませんし、人事課とか

総務部のほうにそれぞれ多分何か要求はされているとは思いますが、健康福祉部で、部長、大体どれぐらいの職員が出先まで含めて足りないのか、また、どういうふうには部長自体考えていらっしゃるのかをちょっとお尋ねしたいんですけども、答えられる範囲で構いませんので。

○沼川健康福祉部長 御心配いただき、本当、ありがとうございます。

ちょっと人数がどれだけというのは、なかなか数として私のほうから申し上げるのは難しいんですが、何せ業務が物すごく今緻密になっているということと健康福祉部の仕事は、もう御承知のとおり法に基づいてやっていますので、やらないわけにいかない業務ばかりですね。

ここにまた、今度、コロナ、ある程度落ち着いたとはいえ、その後に向けた今検証と新興感染症に向けた準備というのもあってまして、業務がそんなに――要は災害が起こってどーんとやっている業務がなくなっただけで、その後の後処理の業務はずっと残っておりますし、そこに今度、こどもまんなかの施策が始まる、高齢者も今度は認知症の対策始めろ、それも全部、いや、うちはこっちはやります、こっちはやらないという業務ではないので、そういう意味では恒常的にやっぱり人が足りてないのかなとは思いますが。

それを、ちょっとこれは人事課に悪口言うわけでもないんですけども、そこをやったりどうしても定数管理上の問題があって、そこにメンタルの人が出て、穴埋めの職員を今度会計年度で入れるとか、任期付で入れるということは、40年働く職員と数年しか働かない、あるいは数か月しか働かない職員は、やっぱり一人が一人ではない部分もありますので、その辺りはちょっと人員的にどうなのかなというのは感じているところで、今、地財

でも結構いろいろ今度公衆衛生系でも技術職をつけたりと、あと、先般、岩下委員からも心配いただきましたが、保環研とかの地方衛生関係にも今、定数上、また1人プラスだとか、そんな話がどんどん国から出てきてますので、そこにきちんと手当てができることが重要なという認識は持っています。

ただ一方で、獣医師が、先ほどの指摘もありましたように、欲しいんですけども、人が来ない。そういうジレンマもありますので、その部分が悪いというわけじゃなくて、全庁的にやっぱり人手不足感というのはあるのかなというふうに認識しているところであります。

○高野洋介委員長 分かりました。これからも限られた人員の中、限られた予算の中で、県民の健康を守るために、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思っております。

それでは、なければ、これで審査を終了いたします。

次回の第6回委員会は、10月23日月曜日午前10時に開会し、午前に教育委員会、午後から企業局及び土木部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後2時43分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長